

2025年度

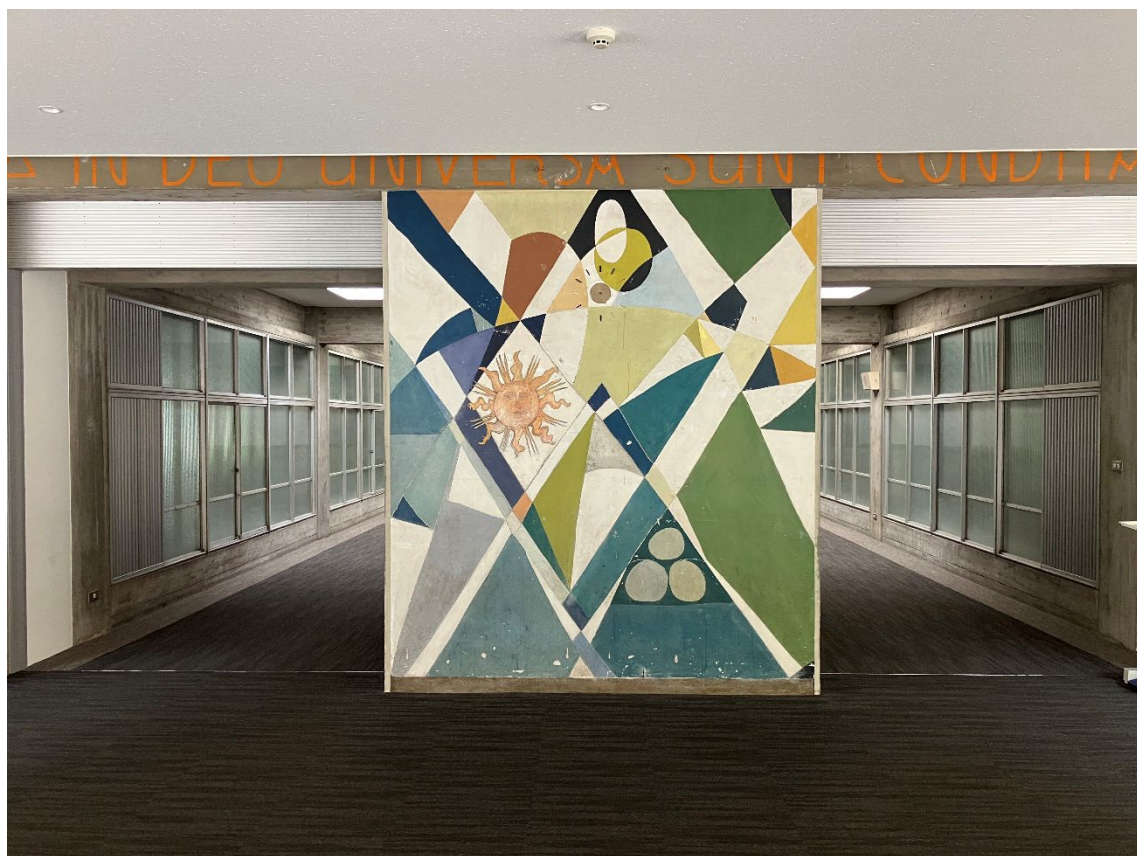
法と心理学会第26回大会

発表予稿集

2025年 11月8日(土), 9日(日)

主催:法と心理学会

共催:南山大学



写真提供:南山大学

目次

発表番号

演題名(第一発表者)

ワークショップ

- WS01 刑事裁判における事実認定へのベイズ理論の適用の意義 (村山 満明)
- WS02 「法と心理」におけるマイクロパブリケーションの導入と展望 (向井 智哉)
- WS03 自白の証拠能力 (関口 和徳)
- WS04 「被疑者ノート」の情報保障機能と理解度の検証 (大角 洋平)
- WS05 鑑定書ってどう書くの?、専門家証言って何するの? (羽淵 由子)

口頭報告

- O1 安楽死法は“滑り台”か“尊厳の橋”か? (綿村 英一郎)
- O2 臓器移植法上の臓器提供に対する家族の同意要件に関する心理学実験を用いた序論的研究 (富山 侑美)
- O3 終末期のコミュニケーションと意思決定 (井奥 智大)
- O4 司法面接的聴取から体験性を識別するための仮説 (脇中 洋)
- O5 外国語による法学習における言語・認知・法知識の交錯 (藤本 亮)
- O6 量刑における裁判官の個人差 (向井 智哉)
- O7 被害者・被告人の同情情報が量刑判断に及ぼす影響 (花田 捺美)
- O8 日本における伝統的男性役割規範と性犯罪被害男性への社会的ネガティブ反応 (貞村 真宏)
- O9 有罪判決後に生じる不利益情報の提示が日本版司法取引の意思決定に与える影響 (廣田 貴也)
- O10 目撃者の視力や視認状況にもとづく識別判断の信用性 (山崎 優子)
- O11 自閉スペクトラム症者の規範意識 (山本 登志哉)

ポスター報告

- P1 いじめの被害者の認識といじめの経過 (午道 青歩)
- P2 “子どもの心の声を聴く”コミュニケーション支援のための絵カード (真島 猛)
- P3 福井女子中学生殺人事件再審における供述心理鑑定 (1) (高木 光太郎)
- P4 死に対する意識と加害行為者の非人間化が量刑判断に与える影響 (LIU ZEYU)
- P5 福井女子中学生殺人事件再審における供述心理鑑定 (2) (大橋 靖史)
- P6 主尋問に代替される司法面接記録が証人の供述評価に与える影響 (秋野 光城)
- P7 福井女子中学生殺人事件再審における供述心理鑑定 (3) (原 聡)
- P8 面接法とアナトミカルドールの有無が出来事の報告に与える影響 (田口 琳)
- P9 市民の量刑判断と服役・出所条件の一致が元受刑者雇用に対する態度に及ぼす影響 (板山 昂)
- P10 取調べ技法及び記録媒体の違いによる任意性・信用性判断の特徴 (北村 亮太)

- P11 弁護士の共感的応答が Web 法律相談の評価に及ぼす影響 (赤嶺 亜紀)
- P12 体験の有無が五感情報の発言数に与える影響 (若林 宏輔)

【ワークショップ】

刑事裁判における事実認定へのベイズ理論の適用の意義

企画・話題提供 ○村山満明¹・中川孝博²

話題提供 大倉得史³ 指定討論 太田勝造⁴・石塚章夫⁵

1：立命館大学 2：國學院大學 3：京都大学 4：明治大学 5：埼玉弁護士会

キーワード 事実認定，対立仮説（仮説），ベイズ理論，福井女子中学生殺人事件

【企画趣旨】

企画者らは、本学会において供述の心理学的鑑定をテーマとしたWSを行ってきたが、その中で対立仮説検討型供述分析の方法論がベイズ理論を基礎とした証明理論とよく符合していることが明らかになった。ドイツのテキストにおける証明理論を紹介した上で、福井女子中学生殺人事件を例にして、刑事裁判における事実認定にベイズ理論を導入することで何が生まれ、どのような課題が生じるかについて考える。

【ドイツの事実認定についてのテキストにおける証明理論】（村山満明）

R. Bender らによる *Tatsachenfeststellung vor Gericht*（裁判における事実認定）（初版 1981 年、第 6 版 2025 年）では、ベイズ理論を基礎とした証明理論が一貫して論じられている（初版の出版はわが国で裁判の証明論にベイズ理論を取り入れた太田による『裁判における証明論の基礎』（1982 年）の出版の時期とも重なる）。同書は、連邦通常裁判所（最高裁）の判決で参照すべき文献として挙げられている他、Löwe-Rosenberg の刑事訴訟法の大コメンタールの脚注にも頻出している。そこで、同書の全体構成についても簡単に紹介した上で、そこで述べられている証明理論の要点について報告する。

【福井事件再審開始決定における対立仮説検討型供述分析の痕跡】（大倉得史）

対立仮説検討型供述分析は、ある供述が実体

験に基づくという体験仮説 P とそうではないという非体験仮説 Q を立て、両仮設のもとでの当該供述の背理性的の程度を比較・検討する手法である。福井事件再審開始決定は、この手法を用いた供述心理学鑑定に対する直接の評価は避けたものの、実際はその論旨の一部に「対立仮説検討」的なものが組み込まれるなど、供述心理鑑定が参照された痕跡が認められる。本発表では、対立仮説検討型供述分析がベイズ理論とも符合する論理的思考のフレームを提供し、それが裁判所の実事認定にも一定の影響を及ぼし得る可能性について検討する。

【ベイズ理論を軸にした福井事件第一審判決、第二審判決（確定判決）、再審開始決定の比較】（中川孝博）

本件第一審は無罪判決を出したが、第二審は逆転有罪判決を出した。第一審の左陪席であった林正彦は、「有罪は考えられないと思っていたが、控訴審でひっくり返った。説得力ある判決が書けていなかったのかとショックだった」と述べている。

そこで、第一審判決、第二審判決、再審開始決定における B の信用性評価の特徴を、ベイズ理論を軸にして抽出し、比較検討することにより、無駄に裁判が長期化しないことに資する判決理由の書き方等を検討してみたい。

* 本研究は、科研費「供述の信用性評価に関する公共的基準の構築」（24K04595）の助成を受けている。

「法と心理」におけるマイクロパブリケーションの導入と展望

企画・話題提供 ○向井智哉¹・綿村英一郎²・藤田政博³・田中晶子⁴

指定討論 外塚果林⁵・緑大輔⁶・福島由衣⁷・趙心語²・伊藤篤希²

1：福山大学 2：大阪大学 3：関西大学 4：摂南大学

5：洗足こども短期大学 6：一橋大学 7：早稲田大学

キーワード マイクロパブリケーション，査読，協働，学会の活性化

【企画趣旨】

近年，学術研究の成果を迅速に公開し，より多くの研究者や実務家にアクセス可能にすることが求められている。しかし，従来の学会誌では査読や編集プロセスに時間がかかり，研究成果の迅速な共有が難しいという課題があった。こうした課題を解決する手段の1つがマイクロパブリケーション（MP）の導入である。これは，結果のみ，提案のみなどの従来であれば独立した論文としては認められなかったような研究成果を独立した論文として投稿を受け付ける制度である。

現在，『法と心理』誌ではデータ公開の柔軟化や研究成果の可視化のために，他学会の取り組み等も参考にしながらワーキンググループを中心に導入に向けた取り組みが進められている。しかし，法と心理学会には心理学者のみならず法学者も多く参加しているという独自性があり，これに起因して分野間のすり合わせが必要になる可能性がある。本ワークショップでは，こうしたMP導入の背景や具体的な運用について紹介し，円滑な導入に向けた議論を行いたい。

【MP導入の背景】（藤田政博）

MPは学術出版における迅速化等の流れを受けたものであり，本学会への導入においてもそれらの動向に留意する必要がある。そうし

た観点から，MPは研究成果の迅速な共有，査読の効率化などのメリットがあるほか，特に本学会に関しては，新規入会者（特に若手研究者）の獲得につながり得るといったメリットがあることを紹介する。加えて，運用上問題になり得ることとして，DOIの付与による論文の安定的な管理や，オンライン化の推進が学会の運営に与える影響についても検討し，MPの業績としての位置付けや研究評価への影響について考察する。

【個別の運用】（向井智哉）

『法と心理』誌ではMP導入に向けて試行を行っている。その試行では，3名の投稿者と3名の査読者にご協力をいただいた。本話題提供では，暫定的な査読プロセスの全体像（査読者の決定，チェックリストに基づく査読，編集委員長による決定，編集事務局による通知など）を紹介する。その上で，事務側から見た今後の展開に関して若干の私見を述べる。

【指定討論（座談会形式）】（外塚果林，緑大輔，福島由衣，趙心語，伊藤篤希）

円滑な導入のため，今回の試行において投稿者ないし査読者を務めた研究者の知見を共有する。特に，制度全体の印象や，投稿・査読の際に戸惑ったことや改善点，今後の展開（広報等）について，フロアも交えて討論を行いたい。

自白の証拠能力

—「法学」と「心理学」の協働によるより実証的・科学的な議論をめざして

企画・司会：○関口和徳¹

話題提供：堀田周吾²、関口和徳¹、中島宏³、徳永光⁴

指定討論：大橋靖史⁵、高木光太郎⁶、瀧野貴生⁷

1：愛媛大学 2：東京都立大学 3：法政大学 4：獨協大学

5：淑徳大学 6：青山学院大学 7：立命館大学

キーワード 取調べ 虚偽自白 黙秘権 任意性 違法性

【企画趣旨】

「法と心理学」の世界では、取調べ技術や供述鑑定に関する研究などを通じて、自白の信用性については多くの関心が向けられてきた。しかしながら、その前提となる自白の証拠能力については、十分な関心が向けられてきたとは言い難い状況にある。

自白の証拠能力、特にその任意性（憲法 38 条 2 項、刑訴法 319 条 1 項）を判断する際には、取調べが、①虚偽自白を誘発するようなものでなかったか、②供述の自由を侵害するようなものでなかったか、③違法なものでなかったか、といった点が問われることになるが、これらは法理論的な問題であると同時に、心理学の知見を活かして実証的・科学的に検討すべき課題を数多く含む問題でもある。自白の証拠能力もまた、まさに法学と心理学の協働が強く求められている領域なのである。

法学と心理学の協働が実現すれば、いまだ必ずしも明らかになっていない①、②、③の内容や、自白の任意性概念の解明に大きく近づくことになるであろう。また、このことは同時に、黙秘権（憲法 38 条 1 項、刑訴法 319 条 2 項）の保障内容の解明や、取調べの限界基準の明確化（そして、それによる取調べの適正化）にとっても大きな意味を持つことにな

るであろう。

このような問題意識のもと、自白の証拠能力について、法学と心理学の協働の第一歩を踏み出すことを目的として、本ワークショップを企画した。

【当日の進め方（予定）】

以上のような企画趣旨に基づき、本ワークショップでは、まず、話題提供者として、取調べや虚偽自白をめぐる問題に造詣が深い堀田周吾氏をお招きし、同氏に①について、また、中島宏会員に③について、さらに、徳永光会員に刑訴法学における心理学について、それぞれこれまでの議論状況とそこに存在する課題を整理・紹介するとともに、特に心理学の研究者に向けて、注目・研究していただきたい点などを提示していただく（なお、企画者である関口も、話題提供者の一人として②について報告をさせていただく）。

続いて、指定討論者として、大橋靖史会員、高木光太郎会員、瀧野貴生会員に、コメントをいただく。

その上で、時間は限られることになると思われるが、話題提供者による報告・指定討論者によるコメントの内容を踏まえつつ、様々な角度から、全体でぎっくばらんに意見交換を行うことにしたい。

「被疑者ノート」の情報保障機能と理解度の検証 —20代・60代を対象とする試行的研究—

○企画・司会・話題提供①：○大角 洋平¹ 話題提供②：反田智之² 話題提供③：芝崎 勇介³
指定討論：馬淵 未来⁴

1: 愛知学院大学 2: 福山大学 3: 多摩パブリック法律事務所(東京弁護士会)
4: 北千住パブリック法律事務所(東京弁護士会)

キーワード: 被疑者ノート, 黙秘権, 供述調書, 知悉性, 理知性

【企画趣旨】

本WSでは、刑事手続の概説や取調べへの心構えが記載された「被疑者ノート」を検証し、被疑者に対する情報保障のあり方を検討する。被疑者には、黙秘権や供述調書への署名・押印拒否権など、様々な権利が保障されている。しかし、これらの権利は単に制度として存在するだけでは実効性を持たない。被疑者がこれらの存在・内容とその有用性を認識し、使い方を習得してはじめて機能する。

しかし、被疑者はこれら権利を知悉し、理性的に行使できているのかは保証の限りではない。認知科学の知見によれば、(1)注意や思考・判断には限られたエネルギーが必要であり、(2)人は自己にとって有意味な情報に選択的に注意を向け、無関係とみなした情報に注意を向けず、(3)情報量が過大になると、必要な情報が埋没し、意思決定の質が低下することが指摘されている。情報はただ提供すれば良いというわけではない。

被疑者が自らの権利等について理解しているというフィクションに依存せず、実証研究を通じて、刑事手続及びそれに関わる権利について知識がない状態から理想的な水準にまで理解度を向上するための仕掛けが導入されるべきだろう。そこで本WSでは、「被疑者ノート」を対象とする調査を手がかりに、情報保障のあり方を考えていく。

【話題提供1】「被疑者ノート」の意義と Miranda 告知を巡るベストプラクティス(大角 洋平)

「被疑者ノート」の意義について触れた上で、アメリカにおける権利告知のベストプラクティスを巡

る議論を紹介し、情報保障のあり方を巡る実証研究の必要性を提示する。

【話題提供②】被疑者ノート調査研究(反田 智之)

「被疑者ノート」の理解度を検討した。被験者は、「被疑者ノート」のうち、取調べを受ける際の心構え部分を読み、理解度テストとして択一問題に回答した。平均正答率が80%程度である一方、一部の問題の正答率が低いことが示された。誤答の仕方にも一定の傾向が見られた。これらを踏まえ、情報保障のあり方を論ずる。

【話題提供③】「被疑者ノート」実験から得られる法的助言のあり方(芝崎 勇介)

もっとも、被験者とは異なり、不安や焦燥感を覚え、精神的負荷が高まった状態に置かれた現実の被疑者(特に身体拘束を受けた被疑者)からすれば、「何をすべきか」こそが重要であるだろう。自らが有する権利の歴史的経緯や保障根拠等を知ること重要だが、それは差し迫った防御上の課題との関係で重要な事項に対する注意を引き下げる虞もある。正答率や誤答傾向を踏まえ、どのような事項をいかに伝達すべきかを論ずる。

【指定討論・全体討論】(馬淵 未来)

なお、今回の実験はクラウドソーシングの利用ができる一定の能力を備えた被験者を対象としており、現実の被疑者・被告人が有している能力とは大きな差異があるだろう。そこで、指定討論者からは、知的障害等を抱える被疑者に対して、どのように法的助言を行っているのか、そしてその際の課題や困難を紹介していただく。

鑑定書ってどう書くの？，専門家証言って何するの？ ——心理学者に向けた依頼から出廷までのガイダンス——

企画・司会：羽瀧由子¹ 企画：田中晶子²

話題提供 1：奥野雄一郎³ 話題提供 2：仲 真紀子⁴ 指定討論：緑 大輔⁵

1：周南公立大学情報科学部 2：摂南大学現代社会学部

3：大阪地方検察庁 4：理化学研究所 5：一橋大学法学研究科

キーワード： 鑑定依頼，専門家証言，心理学者，子どもの供述，司法面接

【企画趣旨】

令和5年の刑事訴訟法の改正後，各機関で実施した司法面接が手法に則ったものであるか，あるいはそこで得られた子どもの供述の信用性について，司法面接研究会への鑑定依頼，問い合わせが増えている。しかし，心理学者にとって「鑑定書」「専門家証言」についての知識や情報は乏しく，未経験のこともあり，対応に苦慮しているのが実情である。本ワークショップでは，「鑑定書」「専門家証言」について求められていること，一連のプロセスについて，依頼機関，専門家に話題提供いただき，法的実務の「見える化」と法と心理の橋渡しポイントを探る。

【話題提供1】奥野 雄一郎（大阪地方検察庁）

実務法曹は，心理鑑定に接することは必ずしも多くないが，隣接領域ともいえる精神医学，特に司法精神医学については，責任能力等の判断材料として精神科医から精神鑑定の提供を受けることが多い。

精神鑑定に関する判例等からは，鑑定に求められるものとして以下が挙げられる。

- ①鑑定人の能力及び公正性
- ②前提とする事実・資料の正確性・十分性
- ③結論に至る推論過程の合理性

加えて，そもそも裁判における事実認定及び法律の適用は，裁判所（法曹）の専権事項である。これを大前提としつつ，法曹において必ずしも専門性が十分ではないところを鑑定により補うものとされていることから，その度合いに応じて，法曹の判断へ鑑定が取り入れられる程度も自ずと変わる（④）。

本ワークショップではいくつかの心理鑑定の実例を取り上げて話題提供をおこなう。

【話題提供2】仲 真紀子（理化学研究所）

日本の刑事訴訟法や民事訴訟法によれば，鑑定人は「特別の学識経験のある者」「鑑定に必要な学識経験を有する者」であり，米国の連邦証拠規則によれば，専門家証言は，陪審員に偏見や混乱を与える証言を排除し，裁判官や陪審員の理解を助けるものとされる。諸研究に鑑みれば，専門家証人は①適格な専門家でなければならず，その証言は，②適切な対象についての，③受容されている説明理論に合致する，④偏見的な効果を凌ぐ（常識を超える）ものであることが期待される（仲，2013; 2016）。仲も，原則として，①鑑定嘱託事項を自身の専門で扱える事柄に絞っていただき，また，②偏見とならないように資料は最低限にさせていただき，③に留意しつつ，④分析に基づく意見と限界を記し，判断は法曹に委ねるかたちで鑑定を行なってきた。目撃事態のシミュレーション実験や被疑者・被告人，参考人の調書や証言の分析に携わったきたが，ここでは司法面接の録音録画記録の分析に基づく鑑定について述べる。

【指定討論】緑 大輔（一橋大学法学研究科）

指定討論では，刑事訴訟法における鑑定の制度趣旨からみた話題提供へのコメントと，特に司法面接や子どもの供述に関して鑑定人等への反対尋問で指摘される可能性のある点を中心に議論をおこなう。

【口頭報告】

安楽死法は“滑り台”か“尊厳の橋”か？——制度化が人々の感情に与える影響

○綿村英一郎¹ 井奥智大² 山本倫生¹

1：大阪大学大学院人間科学研究科 2：大阪大学大学院基礎工学研究科

キーワード：安楽死法，滑りやすい坂道（slippery slope），生命倫理，尊厳

序論

少子高齢化の進行とともに，人生の最終段階における尊厳や選択のあり方が世界的に注目されている（Bosshard, 2008）。安楽死に関する議論は，制度化の是非や運用方法に加え，人々に対する心理的影響についても高い関心が寄せられている。先行研究では，制度導入が死生観や価値判断にどのような変化をもたらすかについて，欧米を中心に研究が進められているが，日本における実証的知見は未だ限られている。そこで本研究では，安楽死の合法化が日本市民の心理に与える影響を実験的に検討した。具体的には，制度が実際に導入された場合に「滑りやすい坂道（slippery slope）」すなわち「人々が制度の適用拡大を容認するようになるのか」という世界的にも未検証の問題に注目した。

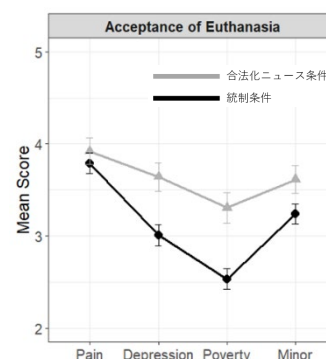
方法

18 歳以上の日本人 294 名を対象にオンライン実験を実施した。参加者は無作為に「末期がん患者に対する自発的安楽死が合法化された」というイラスト付きの架空のニュース記事を提示される条件と，提示されない条件に割り当てられた。続いて，4 つのケース（慢性疼痛の患者，うつ病患者，経済的困窮者，長期入院の未成年）に対する安楽死適用の受容度を「1＝全く同意しない～6＝非常に同意する」の6ポイントで回答させた（他にも，制度の適用拡大に対する不安や，「合法化は人間の尊厳を高めるだろう」といった期待感も同

時に測定したが，割愛する）。なお，注意チェックの失敗や不適切回答は除外した。

結果と考察

4 つのケースに対する安楽死の受容度（順位）は，ケースおよび条件の主効果，交互作用のいずれもが有意であった（ $ps < .01$ ）。図に示すとおり，全体的には，慢性疼痛の患者に対する安楽死適用の受容度が最も高く，合法化ニュース条件における安楽死適用の受容度は統制条件よりもケース間の差が小さく，受容可能性の水準が高く保たれていた。特に，うつ病患者と経済的困窮者に対する受容度の差は有意に大きく，「滑りやすい坂道」効果が示唆された。一方，未成年に対しては両条件の差は小さく，制度の境界に対する抵抗も確認された。これらの結果は，安楽死に対する態度が一様ではなく，具体的事例に影響されやすいことを示しており，制度導入の際には個別の議論と丁寧な制度設計が求められることを示唆している。



引用文献

Bosshard et al. (2008). A role for doctors in assisted dying? An analysis of legal regulations and medical professional positions in six European countries. *Journal of medical ethics*, 34(1), 28-32.

臓器移植法上の臓器提供に対する家族の同意要件に関する 心理学実験を用いた序論的研究

富山 侑美

沖縄大学 経法商学部

キーワード：臓器移植法、インフォームド・コンセント、家族の同意、意思決定支援

1. 問題の所在

移植医療は、臓器移植でしか救うことのできない患者の生命を救うための大切な医療である。しかし、我が国では、約 14,000 人の臓器移植希望登録者に対し、年間約 400 人の人しか臓器提供を受けられない「臓器不足」の状態が慢性化している。このような状況を改善するために、イスタンブール宣言以降、国内で臓器提供数を増やすことが医療政策上の課題となっており、亡くなった人からの臓器提供による臓器移植について定めた臓器移植法の改正やガイドライン改訂が検討されている。

臓器移植法 2 条 1 項は、ドナー（臓器提供者）の提供に関する意思が尊重されなければならないとしている。他方で、提供が行われるためには、ドナーが生前に提供する意思を書面で表示していた場合であっても、ドナーの家族（遺族）の臓器提供への同意又は拒否のないことが必要である（臓器移植法 6 条 1 項）。従って、現行法上、臓器を提供するか否かの最終的な意思決定は、ドナー自身ではなく家族によってなされることとなっている。

以上の状況を踏まえて、臓器提供数を増やすことを可能とする法改正は、医療者から家族への説明・臓器提供の選択肢提示の在り方等の家族の同意・意思決定支援の観点から検討される必要がある。

2. 方法

以上の問題を検討するためには、まず、ど

のような調査をどの程度の規模で行うべきかを明らかにしなければならない。そこで、2024 年度沖縄県臓器提供施設連携体制構築事業と連携し、被験者 4 名に対して、事前に配布した設定資料上の患者の家族の立場として、患者が臨床的脳死状態で入院中に、医師（那覇市立病院副院長・豊見山直樹氏）から病状の説明と臓器提供の選択肢提示が行われる対面ロールプレイに参加し、その直後に、沖縄大学人文学部教授・吉川麻衣子氏及び本報告者・富山の 2 名から、ロールプレイに関する口頭インタビューを行う心理実験を実施した。

3. 結果と今後の課題

今回の心理実験では、いずれの被験者も家族に最終決定権があることに対する心理的負担を語っていた。そこで、临床上は、負担を軽減するための意思決定支援の在り方を、政策上は、法改正の可能性を模索する必要があり、規模を拡大して実施可能な調査手法の構築が課題として残された。

参考文献：拙稿「沖縄県における臓器提供の現状と課題（2024 年）」沖縄大学経法商学部紀要第 8 号 47 頁（2025 年）

※本研究は、2024 年度沖縄大学地域研究所全学研究プロジェクト「沖縄県の臓器移植に関する法・政策・倫理—より多くの命を救うために—」（研究代表者：富山侑美）による研究成果の一部である。

終末期のコミュニケーションと意思決定： Agent-Based Modeling による検討

○井奥智大¹ 綿村英一郎¹

¹：大阪大学

キーワード：Advance Care Planning, Transtheoretical Model, Agent-Based Modeling

序論

日本では、終末期に対する意識が低い。終末期に医療方針を家族や医師と話し合い、代理人を指名、または希望を文書化する等の行為は Advance Care Planning (ACP) と呼ばれる。日本の ACP 実施率は 1.5% 程度であり、また本人の意思が不明確なまま医療判断が行われる事例や、家族間のトラブルが増加している。高齢化の進展を背景に、ACP の普及は喫緊の課題である。しかし、その行動変容の過程については十分に検討されていない。本研究では、個人は異なる準備段階を経て行動を変容させていくとする Transtheoretical Model (TTM) に基づく Agent-Based Modeling (ABM) によって検討する。

方法

本モデルの有用性と妥当性を確かめるために、2 種類の異なるシナリオを設定してシミュレーション実験を行った。1 つ目の実験では、すべてのエージェントがいずれ必ず ACP を実施するという前提のもとで、段階がどのように進行するかを観察した。つまり、現実的な要因を除外し、モデルの基本構造が理論通りに機能するかどうかを検証することが目的であった。

2 つ目は、より現実に近いシナリオである。この実験では、エージェントに対して現実起こり得るイベントをモデル化した；具体的には、ICU への入院、自分や家族の重篤な病気、かかりつけ医との接触、そして他のエージェントとの社会的相互作用。また、ACP 実施率は 1.5% 程度という現状に鑑み、どれだけイベントが起きても行動に変化が生じないエージェントも一定数含めた。分析では Python と C++ を使用した。

結果と考察

シミュレーション 1 Fig. 1 に示すように、シミュレーション 1 では、すべてのエージェントが前熟考期からスタートし、時間の経過とともに行動段階を順調に進行した。約 300 日を超えたあたりから、個人の重篤な疾患や家族の病気、医療者との接触、社会的相互作用などの影響により、前熟考期から熟考期への移行が始まった。400 日から 600 日にかけて熟考期のエージェントが急増し、ピーク時には人口の 60% 以上がこの段階に滞在した。

その後、約 550 日以降になると準備期への移

行が活発化し、約 600 日には人口の約 70% が準備期に達した。準備期から行動・維持期への移行に必要な傾向スコアの閾値が比較的低く設定されていたことから、準備を始めたエージェントの多くが短期間で ACP を実施し、行動・維持期へと到達した。結果として、約 750 日以降にはほぼすべてのエージェントが行動・維持期に入り、以降は安定的に ACP を維持する状態が継続した。

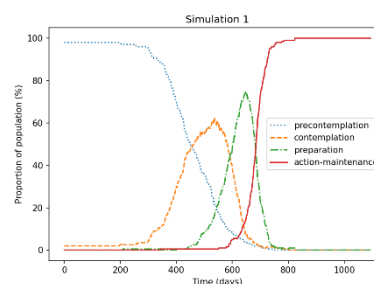


Fig. 1 Result of Simulation 1

シミュレーション 2 Fig. 2 に示すように、シミュレーション 2 では、現実社会に近い初期分布（40%が前熟考期、40%が熟考期、20%が準備期、行動・維持期は 0%）と、行動変容に対する上限設定（各段階に進める人口の上限）を導入した。さらに、イベント発生頻度や社会的相互作用、行動に変化が生じないエージェントなどの現実的な条件も加味された。

このシミュレーションでは、全体として行動・維持期へ進むエージェントは時間とともに徐々に増加したが、その割合は最終的にも 30% 未満にとどまった。熟考期や準備期に留まるエージェントが多数を占め、特に準備期では 700 日以降に一時的な増加が見られたものの、そこから行動・維持期へ進むにはさらなる促進要因が必要であることが示された。

このような結果は、現実の人口において ACP が十分に実施されていない状況をよく反映しており、行動変容を支える社会的・構造的支援の必要性を示唆している。

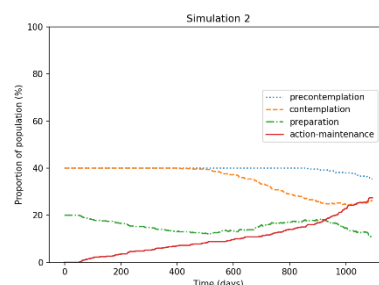


Fig. 2 Result of Simulation 2

司法面接的聴取から体験性を識別するための仮説

○脇中 洋¹

1: 大谷大学

キーワード（司法面接的聴取、体験性、一次知覚、相互作用性、文脈的整合性、識別基準）

はじめに

司法面接的聴取が行われても、その体験性に疑義を抱く事例はしばしば見られる。報告者が検討してきた事例を通じて、体験性の有無を識別する特性を仮説として提起する。

体験性の識別基準

- * 想像で語りうる範囲を超えているかどうか。一貫性、能力超出性等の背理要素（大倉）。
- * 一次知覚的主張と相互作用性

体験性を伴う聴取内容の起源は、五感で入力された一次知覚的なものとそれに伴う感情。また加害者と被害者の接近・回避過程や対話内容など相互作用性なやりとりを伴う。

*被害主張の構成過程

一次的な体験記憶は短期記憶から長期記憶へと符号化・概括化されて、被害報告へと至る。体験性に富んだ被害主張は、一次知覚的あるいは相互作用的な想起内容が（忘却のためごく一部に留まっていたとしても）一貫しており、また周辺の情報を含めた文脈的整合性を満たしていると考えられる。

それに対して体験性を伴わない被害主張は、一般化され概括化された訴えに端を発し、具体的な行為は述べられても、一次知覚的な感覚や感情は体験なしに構成される。このため一次知覚的あるいは相互作用的な主張は表出されにくく、また表出されても断片的であったり、一貫性を欠いていたりする傾向が強い。

非体験的な被害主張は、記録的な整合性が後付けで満たされていても、文脈的整合性に乏しく、被害体験がパッチワークのように断

片的になる傾向があると考えられる。

事例 1：被害者 10 代、加害者養父

- * 養父から厳しい叱責の後、SC に被害主張。
- * 面接はきわめて拒否的、防衛的、他に委ねる。「ママに聞いて」「LINE 見れば分かる」
- * SC や司法面接聴取者が根気よく尋ねるが、CQ の追認や、一部言い換えが露呈。
- * 一次知覚的主張や相互作用性引き出されず。
- * 「大人の玩具＋当てられた」という骨格を構成、肉付けされ、断片的な記録的整合性。

事例 2：被害者 10 代、加害者養父

- * 養父から厳しい叱責の後、アルバイト先で泣き続け、店長が通報。
- * 被害の骨子は「養父が背後から指示を出し、母が乳房を揉んだり舐めたりした」。
- * 乳房は「赤ちゃんが触るように揉んだ」「ソフトクリームを舐めるように」「舌を左右に動かした」「乳房全体を舐めた」「乳首も吸った」等、一貫しない。
- * 「寒くて目覚めた」「ママのシャンプーの匂いがした」等の一次知覚的主張がちりばめられているが、想像で述べられる範囲。
- * 被害行為そのものに気づくより前に、寒さや周囲の状況を述べている。

いずれの事例も、体験仮説を採択するのは困難、非体験仮説を棄却するのも困難な状態。

まとめと課題

識別基準として、* 一貫する一次知覚や相互作用性 * 被害主張の構成過程 * 文脈的整合性 * ほかの事例を通じて一般化を進める（司法面接プロトコル練成）。* 実験的検証。

外国語による法学習における言語・認知・法知識の交錯 —留学生を対象とした到達度調査（第三波）に向けた分析的枠組み—

藤本亮¹ 瓦井由紀²

キーワード（教育測定学;日本語教育;法学教育;留学生教育;第二言語学習）

1:名古屋大学 2:名古屋大学大学院法学研究科

1. 研究背景・目的・意義

日本語を外国語として学びながら日本法を履修する留学生は、言語運用能力と論理的認知、さらには制度知識の三層にわたる学習上の課題に直面する。本研究プロジェクト(2022-25年度科学研究費・挑戦的研究(萌芽)課題番号 22K18515)は、日本語能力・論理能力・法学知識の相互作用を、到達度測定等を通じて明らかにし、第二言語環境下での法的理解と教育方法論の最適化に資することを目的とする。これまでに、第一波・第二波の模擬テスト調査を実施し、複数国・複数拠点の学習者を対象として、各能力要素が法学学習到達度に及ぼす影響や、母語と外国語による理解度の違いなどを検証してきた。一般的な日本語能力だけでは法的な理解や論理的推論には不十分であり、論理力や法分野特有の日本語能力が重要な規定要因となることが実証されてきた。

ここでは、これまでに得られた知見をベースにさらに精緻化した測定を企図する第3波模擬テスト調査(2025秋現在調査実施中)の設計概要と今後の研究の方向性を紹介する。

2. 理論モデル

本研究の理論モデルでは、日本語能力・論理的思考力・法学知識の三要素は独立しつつも相互に関連し、法学学習到達度の形成に影響を与えると想定する。第二言語環境下では、法分野特有の日本語能力が論理力や法学知識の発揮に強く関与し、いずれかの要素が不足する場合、他の能力がその限界を部分的に補う可能性もある。本モデルにより第三波調査では、**三要素の独立性と相互補完性、第二言語環境での媒介効果に着目し、能力要素の得点分布・相関パターンを検証する**予定である。

測定する三能力と下位類型の定義は以下のとおりである。

- A. **日本語能力**: 一般的な日本語の語彙・文法・文章構造を理解し、記述内容を正確に読み取る力
 - A1. **語彙理解型**: 法的・一般的な語彙や表現の意味を理解する能力
 - A2. **文構造理解型**: 複雑な構文を正しく把握する能力
 - A3. **指示内容理解型**: 文章内の指示語や代名詞、論理接続などの関係を把握する能力
- B. **論理的能力**: 事実や条件等を組み合わせて妥当な結論を導く、法的推論の基礎となる認知的・論理的操作力
 - B1. **集合関係型**: 集合・包含・排他などの論理的关系を扱う力
 - B2. **条件整理型**: 条件文や場合分けに基づく論理操作力
 - B3. **推論型**: 複数の前提・事実をもとに新たな結論を導出する推論能力
- C. **法学知識**: 法令・判例・通説等に基づく法的概念・制度の理解と、法的条文や問題文の趣旨・構造を正確に把握する力
 - C1. **解釈型**: 法文や判例等の意味・趣旨の正確な理解(条文解釈・判例知識含む)
 - C2. **適用型**: 具体的事案に法令・判例等のあてはめ
 - C3. **趣旨型**: 条文や制度の背後にある趣旨・目的・立法意図の把握

3. 調査設計・調査票構成・調査方法

本調査は、2025年9月から12月にかけて、日本語を母語としない法学習者約150名と日本語母語話者約50名、計**200名を目標サンプル数**として、スノーボールサンプリングにて実施している。FS(学習歴・属性等)11項目と日本語能力・論理的能力・法学知識の各12項目合計36項目の主質問で構成される。提示する**条文は憲法・刑事法・民法の各分野から3セットずつ全部で9セット**となる。セット単位で出題順序はランダム化している。各セットの構成は、(1)条文提示、(2)当該条文分野の学習経験の有無設問、(3)主質問1~4という流れである。主質問は、条文の日本語表現のみを前提に回答を求める日本語問題と論理問題、さらに条文の趣旨・法的論点を問う法律知識問題の固定順となる。セット毎に三能力のうち一つが2問含まれるので合計4問となる。

主質問の各選択肢(A~D)ごとに「自信あり(◎)」または「自信なし(○)」があり、選択肢は合計8択となる。この「**確信度付き選択**」方式に学習経験の有無フラグを組み合わせて、単なる正答・誤答だけでなく、推測(ゲッティング)や理解度の自己評価も同時に取得する仕様である。

質問紙プラットフォームは Qualtrics を利用し、オンラインで実施する。極端に短時間で回答したケースなどの**不誠実回答を排除**するため、設問/ページごとの回答所要時間も記録する。

個人を特定する質問は含まれない匿名調査であるが、別途**謝礼送付のために氏名とメールアドレスの収集**を行う。第三者たる調査会社は介在していないので、不正な送付先登録を防ぎつつ、調査回答の匿名性を維持するため、以下の仕組みを実装している。回答を最後まで完了した協力者に対して最終画面で個別のID(回答完了コード)が自動発行され、協力者自身が Google フォームに謝礼送付先情報とともに登録する。この回答完了IDは、Google Apps Script (GAS)を利用し、あらかじめ用意されたランダムなコードリストから順次発行されるが、Qualtrics の回答データには記録されず、紐づけはできない。

4. 今後の展望

現段階ではまず「日本語能力」「論理的能力」「法学知識」の三能力(各12項目スケール)に焦点をあてて相関分析や因子分析を進めていく。今後さらに十分なサンプル数の回収後に、各能力の下位類型についても詳細な分析を実施する予定である。

本研究プロジェクトでは、名古屋大学日本法教育研究センター(CJL)修了生を中心にパラリーガル実務従事者への半構造化インタビューも実施し、量的データだけでは把握できない現実の困難を検証している。これらの調査で得たデータを解析し、法学教育と専門日本語教育を統合するカリキュラム設計や指導方法に関する提言につなげていく。

量刑における裁判官の個人差

○向井智哉¹・松木祐馬²・長谷川智子³・辻鼓二郎⁴・浦東聡介⁵

1：福山大学，2：中部大学，3：京都橘大学，4：愛媛大学，5：立教大学

量刑判断，公判，

序論

従来の法心理学研究においては，裁判官の判断には一定程度の個人差があることが示されてきた（司法研修所，2007）。他方，多くの研究では質問紙調査などの自記式の手法が用いられており，実際の裁判データを用いた検証は行われていない。よって本研究では，公開されている裁判例データを用い，裁判官の判断にはどの程度の個人差があるのかを検討することを目的とした。

方法

データソース 現在の日本においては最高裁判所が一部の判例を公開している。しかしこれは PDF ファイルで公開されているため，分析には適していない。これに対して，情報・システム研究機構 人工知能法学研究支援センター（2024）は，これらのデータをデータ処理に用いやすいようにテキスト化した html ファイルとして公開している。このデータ（ $N = 65,777$ ）から，刑事裁判のデータのみを抽出した上で，裁判官名，裁判所，刑の重さ，求刑などを機械・手動でコーディングした。その上で，第1審に限定し，懲役刑以外の判断がなされているものなどを除外する処理を経て，最終的に $n = 938$ （裁判官数 31 名）を分析に用いた。

分析 混合効果モデルを用いた。このモデルでは，裁判官の効果がランダム効果として投入されており，これらの要因によって従属変数である量刑がどの程度説明できるかが推定される。事件の重さと時期の影響を軽減するために，求刑と判決日が統制された。

結果

ベイズファクターによるモデル比較の結果，

負の二項分布を想定したモデルが最良であることが示唆されたため，同モデルに基づく結果を以下記述する。

裁判官のランダム効果の標準偏差は 0.07 であった。この結果から，裁判官の量刑の平均値を 100%とした場合，量刑は裁判官ごとに概ね 93.0%から 107.5%の範囲に散らばっていることが示唆された。

次に，どの裁判官に特に重いあるいは軽い刑を下す傾向があるのかを把握するため，ランダム効果の検討を行った。その結果，多くの裁判官は平均と比べて 10%程度の誤差範囲内に収まっていたものの，2 名の裁判官が平均と比べて 10%以上重い刑を下す傾向にあり，1 名が 10%以上軽い刑を下す傾向にあることが示唆された。

考察

本研究の結果は，どの裁判官に当たるかによって 10%程度量刑が異なることを示している。この相違が公平の観点から許容される誤差であるかは今後検討が必要である。また，分析に関してもデータの性質上一定の限界があり，本研究の結果はあくまで暫定的なものと考えらるべきであろう。

引用文献

情報・システム研究機構 人工知能法学研究支援センター（2024）. 日本の判例 HTML データ. 国立情報学研究所情報学研究データリポジトリ Retrieved September 8, 2025, from <https://doi.org/10.32130/rdata.7.1>
司法研修所（2007）. 量刑に関する国民と裁判官の意識についての研究—殺人罪の事案を素材として— 法曹会

被害者・被告人の同情情報が量刑判断に及ぼす影響： 犯行意図および被害結果に着目して

○花田捺美^{1,2} 吉岡歩^{1,3} 土元翔平¹ 定藤規弘^{1,3} 福永雅喜^{1,2}

1：自然科学研究機構生理学研究所 2：総合研究大学院大学 3：立命館大学

キーワード（量刑判断，同情情報，感情）

序論

被害者や被告人に関する同情的な情報は裁判員の量刑判断に影響を及ぼすことが示されている(Nadler & Rose, 2002; Yamada et al., 2011)。しかし、その影響が事件の特性(犯行意図の有無や被害者の生死)によってどのように変化するかは十分に検討されていない。そこで本研究では、犯行意図および被害者の生死と被害者および被告人の同情情報の相互作用が量刑判断に及ぼす影響を明らかにすることを目的とした。

方法

参加者 30名(男性15名，女性15名)，平均年齢26.8歳(標準偏差 = 7.94歳)であった。

実験課題 はじめに事件概要(犯行意図：あり／なし × 被害結果：死亡／生存)を提示し，1回目の量刑判断を求めた。その後，被害者への共感，被告人への共感，および被告人への怒りの評価を求めた。続いて、追加情報として、被害者の同情情報，被告人の同情情報の提示、または事件概要の再提示を行い，2回目の量刑判断および感情評価を求めた。

結果

判断の変化率に対する事件特性および追加情報の影響を検討するため，1回目から2回目の変化率を算出し，犯行意図・被害者の生死・追加情報を要因とした線形混合モデルにより分析を行った。まず，犯行意図 × 追加情報(コントロール vs 被害者)では交互作用が有意であった($p < .05$)。事後比較の結果、殺意がない場合には被害者条件でコントロール条件

よりも量刑が有意に加重された($p < .01$)。また，犯行意図 × 追加情報(コントロール vs 被告人)においても交互作用が有意であり、被告人条件では殺意の有無にかかわらずコントロール条件よりも量刑が有意に軽減された($p < .001$)。

次に，被害者の生死 × 追加情報(コントロール vs 被害者)では交互作用は有意傾向にとどまった($p = .06$)。しかし事後比較の結果、被害者が生存している場合には被害者条件でコントロール条件よりも量刑が有意に加重されることが示された($p < .05$)。最後に，被害者の生死 × 追加情報(コントロール vs 被告人)においては、被告人条件では生死にかかわらずコントロール条件より量刑が軽減されることが明らかになった($p < .001$)。

考察

本研究の結果から，量刑判断における同情情報の効果は事件特性と相互作用することが示された。特に，被害者の同情情報は殺意がない場合や被害者が生存している場合に処罰感情を高め，加重を促す方向に作用した。一方で，被告人の同情情報は一貫して刑の軽減を導いたが，その効果は事件の深刻さによって増幅される傾向がみられた。これらの結果は，裁判員が感情と規範意識の間で判断を調整している可能性を示唆する。

Nadler, J., & Rose, M. R. (2002). *Cornell Law Review*, 88, 419.

Yamada, M., et al. (2012). *Nature Communications*, 3, 759.

日本における伝統的男性役割規範と性犯罪被害男性への社会的ネガティブ反応

○貞村真宏¹ 向井智哉²

1：大阪大学大学院人間科学研究科 2：福山大学人間文化学部心理学科

キーワード：伝統的男性役割規範、否定的社会的反応、性犯罪被害男性

序論

性犯罪被害者は周囲から烙印押しや被害者非難といった否定的反応を受け、その結果、被害者の回復が妨げられる（二次被害）ことが指摘されており、その背景要因としてジェンダー規範の影響が考えられる。しかし既存研究の多くは女性被害者に焦点を当てており、男性被害者への社会的反応は十分に検討されていない。男性が被害者となった場合、「男は強い」という規範から逸脱するため、より強い否定的反応を招く恐れがある。このような状況下で男性被害者への社会的反応を検討することには重要な意義がある。

研究の目的

そこで本研究では、日本において伝統的男性役割規範の支持度が性犯罪被害男性に対する否定的社会的反応とどのように関連するかを検討した。伝統的男性役割規範の支持度は尺度により測定し、否定的反応は複数の側面について評価した。

方法

日本在住の 291 名を対象に調査を実施した。伝統的男性役割規範の支持度を測定し、その後、男性が交際相手の女性から不同意性交被害に遭う架空シナリオを提示した。被験者には被害者が友人だった場合を取る対応（否定的反応：烙印押し・被害者非難等）や被害者・加害者の責任評価について回答させた。

結果

伝統的男性役割規範の支持度が高いほど否定的社会的反応傾向が強く、有意な相関が認められた。特に「性的主導性」規範の支持は否定的反応（被害者非難の強化や自己中心的反応など）を強め、一方で「主体性」規範の支持はそれらを弱める傾向が見られた。

考察

本研究の結果、伝統的な男性役割規範を強く支持する人ほど、性犯罪被害に遭った男性への否定的な社会的反応を示しやすいことが示唆された。これは、ジェンダー規範が否定的反応を助長するという従来の指摘が男性被害者にも当てはまることを示し、硬直的な性別役割観が男性にも有害に作用しうる可能性を示唆する。男性が性において主導すべきだという規範は、男性被害者へのスティグマや被害者非難など望ましくない反応につながりやすいと考えられる。一方で、主体性規範の支持度は否定的反応の弱さと関連しており、ジェンダー規範の影響が一様ではないことも示唆された。このことから、性における男性優位の価値観を改め、ジェンダー平等を促進することが男性被害者への否定的反応を軽減する一助となると示唆される。最後に、本研究は日本という文化的文脈において伝統的ジェンダー規範が男性被害者への社会的反応に影響を及ぼしうることを明らかにした。

結論

日本において、伝統的男性役割規範の支持度が高いほど性犯罪被害男性に対する否定的な社会的反応が強まることが確認された。特に、性的場面で男性が主導すべきという規範が否定的反応との関連で顕著であった。本研究の知見は、硬直的なジェンダー観が被害者への否定的反応（二次被害）を助長しうることを示唆しており、ジェンダー平等を促進し固定的な男性像を緩和することの重要性を示すものとなった。したがって、男性被害者の二次被害を防止するには、社会におけるジェンダー観を見直す必要があると考えられる。

有罪判決後に生じる不利益情報の提示が日本版司法取引の意思決定に与える影響

○廣田貴也¹ 若林宏輔²

1：立命館大学 OIC 総合研究機構 2：立命館大学

キーワード（捜査協力型司法取引，虚偽供述，不利益情報）

問題と目的

2018 年に導入された日本版司法取引制度は，他者の犯罪事実に関する捜査協力を必要とする捜査協力型司法取引のみを採用しており，自己負罪型司法取引と同様に，罪状況の違いによる取引判断への影響などが示唆されている（廣田他，2025）。また先行研究では，Edkins & Gregory（2018）が自己負罪型司法取引において，有罪判決に伴う副次的な結果が取引受諾に影響を及ぼさないことを示している。しかしながら，日本版司法取引制度においては，有罪判決後に被告人が被る可能性のある不利益が取引の意思決定に与える影響について，実証的な検討は行われていない。

そこで本研究では，日本版司法取引制度を対象に有罪判決後に生じる不利益情報の影響を検討することを目的とした。

仮説 罪状況の違いによる受諾率の差が見られ，不利益に関する具体的な情報提示がなされるほど取引が受諾される。

方法

研究参加者 クラウドソーシング会社に登録している 300 名が参加した（ $Mage = 43.7$, $SD = 10.2$, 男性 162 名，女性 138 名）。操作チェックの質問に全て正解した 260 名を分析対象とした。

シナリオ 日本版司法取引の対象犯罪である業務上横領を罪種とした財政経済犯罪シナリオを用いた。

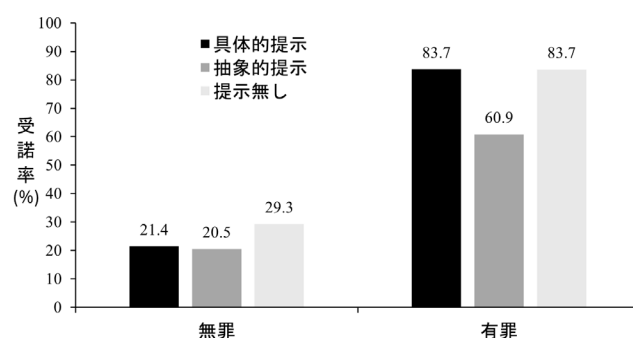
変数 シナリオにて a) 罪状況（有罪・無罪），

b) 有罪判決後に生じる不利益情報の提示（具体的提示・抽象的提示・提示なし）を操作した。従属変数は取引判断（受諾・拒否）であった。

結果と考察

Figure 1

各条件における受諾率



各条件の受諾率を算出した（Figure 1）。

罪状況と不利益情報の提示をそれぞれカテゴリ変数とする二項ロジスティック回帰分析を行った。結果，罪状況の主効果が示された（ $p < .001$ ）。また情報提示全体の主効果も示された（ $p = .034$ ）。

本研究の結果から，有罪条件で受諾率が高くなったことに加え，不利益情報の提示による違いが生じた。しかし，仮説は支持されたとはいえず，抽象的な提示の場合に最も受諾率が低かった。この結果は，抽象的な情報提示によって自身の不利益だけでなく他者への不利益も意識され，取引受諾が抑制されたという可能性が考えられる。

本研究は，JSPS 科研費 JP 23K22065 の助成を受けて行われた。

目撃者の視力や視認状況にもとづく識別判断の信用性

○山崎優子¹ 徳永留美²

1：駿河台大学心理学部 2：千葉大学大学院国際学術研究院

キーワード（目撃証言，再現実験，写真識別）

背景 1971 年に発生した渋谷暴動事件では、警察官を殺害したとして X 氏に有罪判決が下された。判決理由として、A 氏の目撃証言の信用性があげられている。A 氏は事件発生時、裸眼 0.2 の状態で 10m 前方の X 氏（マスクとヘルメット着用）の後ろ姿を目撃したという。

目的 本研究では、A 氏の目撃証言の信用性を検証した。

方法 実験参加者、材料、手続きは下記のとおりであった。

実験参加者 関東の私立大学に通う大学生 24 人が実験に参加した（平均年齢 20.8 歳，SD=7.2）。実験参加者の視力は平均 1.1（SD=0.4。0.4～2.0）であった。

材料（1）実験参加者の視力を計測するために、遮眼子，視力検査表，照度計を使用した。（2）実験参加者に提示する写真台帳を使用した。写真台帳には、後ろ姿を 10m の距離から屋外（晴天）で撮影した 8 人の男性のカラー写真が配置されていた。写真の男性はいずれも白のヘルメットと黒のジャケット、黒か紺のズボンを着用し、黒の手ぬぐいを首に巻いていた。このうち 1 人はターゲットであったが、ターゲット以外に実験参加者が目撃する人物は含まれない。（3）実験参加者が目撃した人物が写真台帳の写真の中にいるか否か等を問う内容の質問紙を使用した。

手続き（1）実験参加者はターゲットと会話を交わした後に視力検査を受けた（5 分）。（2）1～2 日後に、男性 3 人（ターゲットは左端）の後ろ姿（写真台帳の人物と同様の着衣）を 10m 後方から目撃した（15 秒）。（3）さらにその約 2 週間後に質問紙に回答した（約 10 分）。

結果 手続き上の瑕疵で 3 人を除いて分析を行った（有効データ 21 人）。

実験参加者の写真識別の結果を Table 1 に示した。Table 1 をみると、ターゲットを写真台帳の写真の中から正しく識別できたのは 14%にすぎない。また、ターゲットをターゲット以外の写真の人物と誤識別したのは 38%であった。

考察 A 氏が前方 10m にいた後ろ姿の人物を、正しく識別することは困難であると考えられる。

Table 1. 実験参加者の写真識別の結果

対象の位置 判断	左端（ターゲット）			中央			右端		
	割合	（人数）	確信	割合	（人数）	確信	割合	（人数）	確信
わからない	48%	（10）	—	33%	（ 7）	—	43%	（ 9）	—
いる	52%	（11）	40%	57%	（12）	42%	57%	（12）	37%
ターゲット	14%	（ 3）	33%	0%	（ 0）	—	0%	（ 0）	—
ターゲット以外	38%	（ 8）	43%	57%	（12）	42%	57%	（12）	37%
いない	0%	（ 0）	—	10%	（ 2）	85%	0%	（ 0）	—

自閉スペクトラム症者の規範意識

山本登志哉

一般財団法人 発達支援研究所

キーワード ASD ディスコミュニケーション 供述 規範意識

（１）問題

自閉スペクトラム症（ASD）が影響したと考えられる事件の鑑定分析の経験や、自閉症児・者への支援実践の現場の経験に基づけば、ASD が絡む犯罪事例の中には非 ASD 者（以下 TD 者）とのディスコミュニケーションの積み重ねにより重篤な二次障がい悪化させ、自己を「不当に」否定し、苦しみ続ける周囲への怒りから激しい暴力的「反撃（または防衛）」としての犯行に至る例もみられる。

さらに ASD と TD 者の間のディスコミュニケーションによって、供述が ASD 者の意図と離れて TD 的に解釈されたり、TD 的なコミュニケーションパターンに基づく尋問にさらされて尋問が想定する方向に表現をすり寄らせていってしまう、といった事例にも出会う。

ASD 者が何らかの立場でかかわる事件について、より妥当な供述評価を行うことは、冤罪を生まないための基本的要請であり、さらには ASD 者による犯行について、しばしば本人にも説明が困難となる「動機」を実態に即して理解する努力を行うことは、妥当な量刑判断にとどまらず、更生可能性にも重大な影響を及ぼす。だがこれらについての研究や理解はまだ緒に就いたレベルにとどまり、多くの困難を残していると考えられる。

本発表では、なぜそのような事態が現在続いているのかを、従来の ASD 理解の問い直しを含めて、ディスコミュニケーション論（山本・高木 2011）の立場から論ずる。

現在 ASD 理解は旧来の ASD 者内部の問題と

してとらえる「医学モデル」による理解と対処（治療や訓練）から、ASD 当事者自身からの問題提起を経て、社会との関係で理解し対処する「社会モデル」での対応（合理的配慮など）へと重点を移しつつある。

このような流れの中で、日本自閉スペクトラム学会での基調講演のように、医学者の中でも TD 者とは異なる特性をもって生きる ASD 者にとって自然な発達のプロセスやコミュニケーションの在り方を重視しつつ、これからの ASD 理解や支援を考えていくべきとする議論も展開されつつある（本田 2025）。

この流れは ASD の被疑者の供述と犯行の意味を、TD 者にとっての「常識」で理解することへの根本的な疑義につながるものであり、ASD 者にとっての心的体験の現れ方と、それを「取調」という特殊なコミュニケーションの中で表現することの ASD 者自身にとっての意味を理解する作業が極めて重要となる。

ここでは二つの角度からこの問題を論ずる。

（２）体験の共有の困難さ

供述は、取調官と被疑者の間の権力的上下関係の中で、自己の体験を取調官に対して共有可能な形で語ろうとする（または意図的に欺く形で共有しようとする）、特殊なコミュニケーションである。

ところでコミュニケーションは一般に両者が気づかないズレを含んで展開するディスコミュニケーションであり、時にそのズレは誤解の蓄積として相互に了解不能な葛藤を生む。

さらにこのような一般的なディスコミュニ

ケーション現象に加え、ASD=TD のディスコミュニケーションには両者の特性の違いによって、TD 者間とは異なる独特のズレが生じる。

そのズレの特徴は「モノの世界の理解」と「意味付けの世界の理解」との関係で理解するとわかりやすく思える。すなわち ASD=TD 間では外的な対象としての「〇〇というモノ」の認識については共有されやすく、仮にズレがあっても調整しやすい（この点で妄想とは異なる）。

だが「その時相手が何を感じていたか」「そういう場合どう感じるのが普通か」「相手のふるまいの意図は何か」「自分は何を思ってそう行動したか」といった「意味付けの世界」については著しくズレた理解が成り立ちやすい。言い換えると「同じモノ」について「主観的な意味体験」にかなり重要なズレが生じ、その調整が著しく困難になりやすい。

従って被疑者に対して「その時何を思っていたのか」「なぜそう思ったのか」「動機はなんだったのか」といったことを TD 的な理解の枠にはめて尋ね続けても、それに対して困惑してうまく表現できず、なんとか頑張って答えても TD 者には理解されずに困惑してしまうということが ASD 者には起こりやすい。

（３）規範認識のズレ

ASD 者は子どものころからこのように周囲の人と「体験がうまく共有できない」状況の中で、TD 的な「常識的な見方」で自己のふるまいを否定的に評価・叱責されるなど「不当に攻撃される」体験を積み重ねやすい。

だが ASD の子どもはなぜ自分の自然な体験や思いが周囲に否定されるのかが理解できないため、憤りからの他害（他者への反撃としての攻撃）、自傷（うまく周囲と関われない自分への非難・攻撃）、不登校や引きこもり

（絶望的な思いでの鬱的な自己防衛）などの二次障がいには陥るケースは少なくない。

その厳しい状況の中でもなんとか関わりを成立させなければならないため、ASD 者はその発達過程で「自分にはよくわからないし納得もできないが、自分の素直な思いとは切り離れた形で、＜他者に求められるふるまい＞を形式的に習得しようとする」という適応戦略を採りやすくなり、かつそれを自分に課した規範と理解するようこともある（ex.大内雅登(2023)の「自己物語」論）。

規範は社会的な相互行為を成立させる重要なツールだが、TD 者にとってこの社会的規範は自らの「意味付けの世界」と親和的に形成されやすいのに対し、ASD 者にとっては両者が断絶し、自己の自然な感覚から切り離れた「形式的な義務」として成立しやすい。

その結果、自分の訴えが相手に理解されにくい場合、最終的に自分の体験事実は横に置いたまま「相手が納得してくれる回答」に合わせることで「正しい」として規範的な色合いを持って理解されることも生じうる。

一般に知的障がい者等も相手が納得する言い方に誘導され易い傾向を持つが、ASD 者の場合は、そのような振る舞い自体が、自分の納得とは関係なく従うべき「社会的規範」と考えられうることで、即ち規範レベルの理解のズレの問題がある（山本・大内・渡辺 2024）。

供述の中で ASD の被疑者は、一見言を左右するかのように、いろいろ言い換えてみる等、自分の体験を正確に伝えようと模索する場面がしばしばあるが、TD 的な取調官にはその意味が分からず、誤解に基づく調書作成が行われ、被疑者があきらめてそれを受け入れる例もあり、今後そのような点からの丁寧な供述理解と分析が重要となると考えられる。

【ポスター報告】

いじめの被害者の認識といじめの経過:いじめ重大事態報告書の探索的検討

○午道青歩¹ 山岸典子² 仲真紀子^{1,3}

1：立命館大学 OIC 総合研究機構 2：立命館大学グローバル教養学部 3：理化学研究所
いじめ，重大事態報告書，いじめの認識

序論

「いじめ防止対策推進法(平成 25 年法律第 71 号)」が施行され久しい。しかし、いじめの認知件数は年々上昇し、不登校や自死といったいじめ重大事態も増加している(文部科学省, 2024)。深刻な事案については調査が行われ、その結果は「いじめ重大事態調査報告書」として公開されている。深刻化を防ぐためには、いじめの初期段階での介入(戸田, 2013 ; 文部科学省, 2015)や、傍観者を仲裁者にする事でいじめを抑止する必要性が示されてきた(森田, 2010)。しかしながら、初期段階で介入するための“いじめの初期”に関する実証研究は限られている。さらに法律の定義によれば、いじめは被害者の主観的感覚によるところが大きい。もし傍観者が「被害者がいじめだと感じる状態」をいじめだと認識できなければ、いじめの仲裁者にはなり得ない。そこで法に基づくいじめの定義を反映し、加害行為に加えて被害者の傷つきが記録された客観的資料といえる「いじめ重大事態調査報告書」を用い、被害者が感じたいじめの特徴及びいじめの経過について考察することを目的とした。

方法

調査報告書の収集 調査報告書はいじめ+重大事態/いじめ+報告書/重大事態+報告書(亀田・会沢, 2020)を検索語とし、ウェブ検索により 100 件を入手した(再調査報告含む)。報告書は自治体により様々な形態で、概要版 1 枚のみの場合もあれば数十ページに及ぶものもあった。小中学校を対象に報告書を集めた。

分析方法 まずは学校別に被害者、加害者の性別ごとに分類した。

結果と考察

100 件の報告書の内訳を示した表を示す。報告書では被害者、加害者ともに性別が明確に示されていないものが多かった。また、被害者の性別は公表されていても加害者は非公開や明示されていないものもあった。小学校から中学校までのように学校段階を跨ったいじめの経緯が示されているものもあった(8 件)。また自死については、児童生徒同士の問題(小学生 5 件、中学生 15 件)だけでなく教員との関係性によるものもあった(2 件)。表についてカテゴリ間の関係性を探るために χ^2 検定をおこなったが、期待度数 5 未満のセルが全体の 20% 以上であり信頼に足る結果は得られなかった。

次に、出来事の詳細が時系列に報告されている 1 報告につき KHcoder によるテキスト分析をおこなった。「トラブル」という語が頻出 TOP10 にあった。調査委員会の設置前を 1 部、設置後を 2 部としたところ「トラブル」の頻度は 1 部で高く、2 部でほとんど見られなかった。このことは「トラブル」とされた問題が「トラブル」では済まなくなる過程が存在することを示唆している。「トラブル」で済まなくなることに関わる要因の解明が必要である。

表
学校段階別にみた被害者と加害者の性別のクロス集計

	小学校				中学校				
	加害者								
	女子	男子	男女	不明	女子	男子	男女	不明	
被害者	女子	1	1	2	3	3	3	0	4
	男子	0	3	1	4	0	0	2	3
	不明	1	0	0	27	0	0	0	18

“子どもの心の声を聴く” コミュニケーション支援のための絵カード

○真島猛¹ 三國牧子² 藤原朋恵³ 阿部敬信⁴

1：九州産業大学芸術学部 2～4：九州産業大学人間科学部

児童虐待、司法面接、デザイン、コミュニケーション支援、カード

問題と目的

日本の虐待の件数は、毎年上昇している。この背景には児童虐待に対する周囲の意識の高まり等が言われている（こども家庭庁）。被虐待児の認知機能の研究では、虐待が脳の発達に影響を及ぼし、コミュニケーション能力等の低下させることが分かっている（黒崎ら、2013 等）。そのため彼らの特性に合わせたコミュニケーション補助的ツールは虐待を正確に把握する上でも必要であろう。

発達障がい児等、子どものためのコミュニケーション補助のための絵カードは既に多数存在するが、被虐待児を対象とし、日常生活を把握できるような絵カードは存在しない。本研究は、被虐待児及び認知機能の障がいや対人コミュニケーションの障がいを持つ子どもの司法及び福祉の現場におけるコミュニケーション支援ツールの作成を目的に行っている。

研究の方法

絵カード（写真）の現場検証として、2 箇所の児童養護施設の面談者 3 名（公認心理師）により、児童計 30 名の絵カードと専用マットのセットとプロトコルを用いた面談を行った。面談後、面談者がアンケートに回答した。

結果と考察

アンケート結果から肯定的評価が 73.3%あり、面談者と児童には違和感なく受け入れられた。通常の言葉だけのコミュニケーションではなく、ゲーム感覚が児童には受け入れやすいようである。絵カードは、直感的に分かりやすいピクトグラムによる絵柄や色数を抑えた配

色を採用し、日常生活を時間軸に振り返り、その時に感じた感情を絵カードで表現するコンセプトは、概ね子どもの心に寄り添った会話が促進されることが明らかになった。

一方、幼児、低学年の児童の言葉の定義の理解度、発達障がい児の言葉の使い方や絵柄の認識へのこだわる傾向などによる選択のやりづらさなどの改善点も浮き彫りとなった。



絵カードと専用マット

今後の課題

面談者に対し、過去の出来事報告において、絵カードを使用した時と使用しなかった時での所見について意見を聴取することも必要である。また、絵カードの使用目的を再度検討、プロトコルや絵カードを対象者によって仕様を変更するのか否か、対象者を限定するのかなど、実用化に向けた検討が必要である。

科研費基盤研究C 24K15628

本研究は九州産業大学の倫理審査で承認されている（2024-0011）。

福井女子中学生殺人事件再審における供述心理鑑定（1） 目撃者 3 名の供述を対象としたスキーマ・アプローチによる分析

○高木光太郎¹

1：青山学院大学社会情報学部

キーワード：福井女子中学生殺人事件，目撃証言，供述心理鑑定，スキーマ・アプローチ

1. 供述の概要

1986 年 3 月 19 日に福井市内の自宅で女子中学生が殺害された「福井女子中学生殺人事件」では、懲役 7 年の有罪判決を受け服役した前川彰司氏に対し、2025 年 7 月 18 日に再審無罪判決が言い渡されている。本件では、前川氏の中学校の先輩で、当時別件で勾留されていた Y 山が、事件当夜、衣服に血をつけた前川氏を匿うため、知人の A 美宅へ連れて行ったと供述し、これを端緒として、複数の関係者が事件当夜、衣服に血をつけた前川氏と行動を共にした、あるいは A 美宅で同席した旨の供述している。2022 年 10 月申立ての第二次再審請求では、弁護団の依頼に基づき、関係者 5 名の目撃供述の信用性を検討する供述心理鑑定を複数の鑑定人が分担し実施した。本報告では、このうち、① Y 山に頼まれ、前川氏を迎えに行き車で A 美宅へ連れて行ったと供述した I 見、② Y 山と共に車で A 美宅に行き、そこで前川氏を見た供述した Y 夫、③ Y 山に頼まれ前川氏を一時自宅に受け入れた A 美 の供述を対象とした 3 件の供述心理鑑定について報告する。

2. 鑑定手法

本鑑定では 3 名の供述に対してスキーマ・アプローチ (SA) による分析を試みた。SA では供述者が体験説明時に用いる叙述スタイル (スキーマ) に着目し、供述全体におけるその分布パターンから供述の信用性を検討する。具体的には対象者の供述を、信用性を検討すべき箇所 (ターゲット供述：TS) と、その他 (ベースライン供述：BS) に区分し、それぞれのスキーマを比較する。BS の選択には、実体験していることが確実な供述箇所を用いる方法 (体験記憶供述法) と、供述をエピソード単位で切片化して時系列的に配置し、出来事が展開する場面 (ステージ) ごとにグループ化した上で、TS を含まないステージを BS とする方法 (ステージ法) がある。

TS/BS 間の比較の結果、両者のスキーマに構造的かつ一貫した差異が観察された場合、その生成原因について、①供述状況固有の諸条件 (記憶の挙動、動機、障害、外的圧力等)、あるいは②TS に対応する実体験の欠如によって説明できる可能性を検討する。その結果、②が差異を最もよく説明する場合、観察されたパターンを「非体験性兆候」と認定する。

本鑑定では、3 件とも聴取時の録音・録画が不在のため、公判速記録と供述調書が主要な検討の対象となった。I 見供述と Y 夫供述では BS をステージ法で設定した。A 美供述はその特性上 BS の設定が困難であったため代替的な手法を用いた。

3. 鑑定結果

【I 見供述】SA では、供述の逐語記録を主要データとすることが望ましいが、I 見供述の場合、公判供述が質、量とも十分ではないため、供述調書 (4 通) をまず検討し、見いだされたパターンを作業仮説として公判速記録 (5 通) を検討する手順をとった。TS は事件当夜、I 見が Y 山から前川氏を迎えに行くよう依頼され、A 美宅に到着したのち、同所を去るまでの時間帯に対応するステージとした。供述調書の分析では BS では、出来事を生起順に説明する「単純時系列的叙述」と相互行為を会話規範からの逸脱なく描写する「相互行為調整的叙述」という 2 種類のスキーマが主に観察された。TS では前川氏と、同氏に同行していた N 川の容貌を描写的に説明する「観察的叙述」と、形式的には相互行為調整的叙述だが、前川氏と N 川の反応や応答が曖昧なまま相互行為が破綻なく展開する「希薄な相互行為」が特徴的に増加していた。公判速記録でも類似の分布パターンが観察され、検討の結果、これを非体験性兆候と捉えるのが適切と判断された。

【Y 夫供述】Y 夫供述では公判速記録 (2 通) を主に検討した。TS は Y 山が Y 夫のいる組事務所に車を借りて来てから A 美宅を離れるまでの時間帯に対応するステージとした。TS では通常の相互行為の展開には考えにくい特徴的な反応の欠落がみられる「コミュニケーション不全」と、出来事の説明において、通常想定される本人の認識や意図への言及が欠落する「認識・意図の曖昧化」などの特徴的なスキーマが観察された。BS ではこれらのスキーマは観察されなかった。検討の結果、この分布パターンも非体験性兆候と捉えるのが適切と判断された。

【A 美供述】A 美供述では供述調書 (7 通) と公判速記録 (1 通) が検討対象となったが、記載された供述はいずれも質的、量的に不十分であり、TS と BS の区分も困難なためスキーマの体系的な検討は実施できなかった。そこで供述を聴取時期順に配置し、トピックと叙述様式の変遷を可能な範囲で検討したところ、全体として叙述量が増加・複雑化しているものの、前川氏の発話や行為についてのみ、量的増加や記述の複雑化は生じていなかった。これは I 見供述における「希薄な相互行為」や Y 夫供述における「コミュニケーション不全」と類似の叙述傾向と捉えられる可能性が高いことが示唆された。

死に対する意識と加害行為者の非人間化が量刑判断に与える影響

OLIU ZEYU¹, LI ZIMING¹, 若林 宏輔²

¹立命館大学人間科学研究科 ²立命館大学総合心理学部

Keywords: 量刑, 非人間化, 存在脅威管理理論

背景

日本で 2009 年に導入された裁判員制度は、一般市民が刑事裁判に参加することを可能にしており、量刑判断にはしばしば感情が影響を及ぼす。小島（2015）は、感情的な証言が特に殺人や性犯罪においてより厳しい刑罰につながることを明らかにした。道徳判断は、合理的な思考に先立って生じる無意識の感情に左右される可能性がある（Graham et al., 2013）。テロマネジメント理論（TMT）は、人が死を意識することで、自らの文化的世界観を守り、死に対する不安を和らげようとするために判断が変化することを示唆している（Greenberg et al., 1986）。本研究は、死に関連する思考が量刑判断にどのように影響を与えるのかを明らかにすることを目的とする。

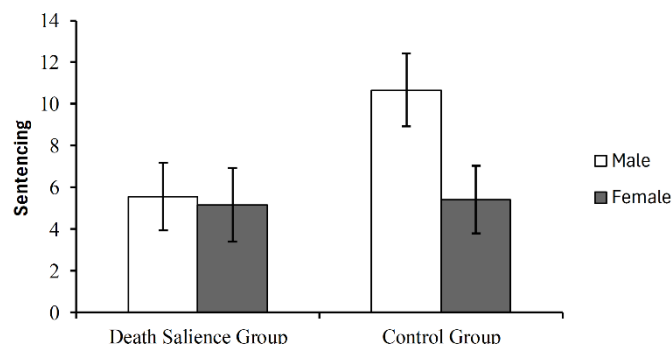
方法

参加者は学内にて研究協力を依頼し、募集した。実験開始前に、研究内容および暴行事件シナリオによって不快感を覚える可能性があることを伝え、不調を感じた場合には中途辞退できる旨を説明した。実験群の参加者は、まず死の顕在化操作を受け、その後、死に関連する質問紙に回答した。その後、山口の内外統制尺度を用いたディレイ課題を実施した。統制群の参加者は、死の顕在化操作の代わりに余暇に関する質問紙に回答した。全ての参加者は、その後、架空の新聞記事として提示された暴行事件シナリオを読み、加害者の非人間化、処罰意図、および量刑の長さに関する質問に回答した。

結果

HAD を用いて、死の顕在化（あり vs. なし）と性別の効果を検討するために二要因分散分析を行った。その結果、死の顕在化および性別の主効果はいずれも有意ではなかった。一方、死の顕在化なし群においては性別の単純主効果が有意であり（男性 > 女性; $t = 2.19, p = .03$ ）、死の顕在化がない場合、男性は女性に比べてより

厳しい量刑を科す傾向が示された。



※ Error bars represent standard error.

考察

二要因分散分析の結果、死の顕在化および性別のいずれも量刑判断に対して有意な主効果を示さなかった。しかし、死の顕在化なし群においては、性別に有意な単純主効果が認められ、死の顕在化がない状況では、男性が女性よりも厳しい量刑を科す傾向が示された。

本実験では、この犯罪事例における量刑判断に男女差が存在することが明らかとなった。しかしながら、この差異は死の顕在化を操作した後には消失し、死の顕在化群では性別による有意な違いは見られなかった。この結果は、特定の状況下において、死の顕在化が量刑判断に対して抑制的な効果をもつ可能性を示唆している。

引用文献

- Graham, J., Haidt, J., Koleva, S., Motyl, M., Iyer, R., Wojcik, S. P., & Ditto, P. H. (2013). Moral foundations theory: The pragmatic validity of moral pluralism. *Advances in Experimental Social Psychology*, 47, 55-130.
- Greenberg, J., Pyszczynski, T., & Solomon, S. (1986). The causes and consequences of a need for self-esteem: A terror management theory. In *Public self and private self* (pp. 189-212). New York, NY: Springer New York.
- 小島 透 (2015) . 裁判員裁判による量刑の変化 *中京法学*, 49 (3.4) , 73-102.

福井女子中学生殺人事件再審における供述心理鑑定（2）： スキーマ・アプローチによる巧みな供述への接近

大橋 靖史

淑徳大学総合福祉学部

キーワード（供述心理鑑定, 非体験性兆候, スキーマ・アプローチ, 巧みな供述）

1. 巧みな目撃証言

福井女子中学生殺人事件における証人の中で、キーパーソンの一人であった Y 山の証言の特徴は、一見したところいい加減な供述であったが、その一方で、いい加減な供述であることが尋問者による更なる追及を逃れる術となっていた点にあった。したがって、供述のいい加減さを問題としても、決定的な問題点として指摘することは困難であった（むしろ、有罪判決時には、具体性・臨場感・詳細さ・大筋における一致・一貫性等が信用性を担保する根拠として挙げられていた）。

そこで、他の関係者の証言と同様に、非体験性兆候の有無を含むスキーマ・アプローチによる分析を行い、Y 山の供述特徴を明らかにすることとした。

2. 分析手法

スキーマ・アプローチにより、Y 山が留置場において知り合いから事件のことを聞いた場面をベースライン供述、Y 山と前川氏のやり取り場面をターゲット供述として、コミュニケーション特性について比較検討した。

これに加え、供述の非体験性の兆候を明らかとする分析手法として、浜田(1992)が開発した供述分析において用いられる無知の暴露分析、逆行的構成分析を Y 山の供述に対して適用した。

3. 結果および考察

①コミュニケーション不全とその隠蔽について：Y 山のベースライン供述（実際に体験したことが考えられる供述）では、Y 山と知り合いとの言語的なやり取りが語られており、そこには、コミュニケーション不全は認められなかった。一方、ターゲット供述では、Y 山と前川氏のやり取りは Y 山の問いが中心であり、

前川氏の応答がほとんど見られないというコミュニケーション不全が見出された。しかしながら、Y 山はこうしたやり取りの特徴を前川氏が「シンナーを吸ってラリっていたから」と説明していた。この説明は、コミュニケーション不全を説明しているように見えるが、その一方で、Y 山が前川氏から事件に関わる情報を得ることができたことと矛盾していた。このことは、シンナー吸引による説明が、コミュニケーション不全の問題を隠蔽する言語的装置として機能していたことを示唆している。

②無知の暴露とその隠蔽について：Y 山は尋問者から血のついた前川氏の服の処理について供述を変遷させていた（市内の川に投げ捨てた→秘密の場所への保管）。こうした供述の変遷は、Y 山が血のついた服について無知であることを暴露していると言えるが、最終的に取調べ側が検証することができない供述へと供述を変遷させることにより、正しいとも正しくないとも判断がつかない供述へと変換するとともに、無知の暴露を隠蔽する機能を果たしていた。

従来の供述信用性評価では、主に語られた（供述された）内容の評価を主としていたが、今回の分析では、（供述の変遷を含む）体験したとされる出来事の語り方に注目した。また、供述の信用性を評価する際に、供述者による説明や理由づけよりも、体験の語り方そのものに焦点をあて、そこに非体験性兆候が見られるか否かについて検討した。今回の分析結果は、こうした非体験性兆候に着目した分析方法が、意図的に嘘をついた巧みな供述者の供述に対しても有効であることを示唆している。

主尋問に代替される司法面接記録が証人の供述評価に与える影響 —反対尋問の効果に着目して—

○秋野 光城¹・武田 悠衣²・若林 宏輔³

1：立命館大学大学院人間科学研究科 2：立命館大学 OIC 研究機構 3：立命館大学総合心理学部

キーワード：司法面接、主尋問、反対尋問、供述評価、事実認定、量刑判断

序論

司法面接とは、事件や事故の目撃者あるいは被害者となった可能性のある子どもから、精神的負担を最小限にしつつ、公正な手続きのもと情報を最大限得ることを目指した面接法である（仲, 2016）。2023 年に、司法面接の運用についての法改正が行われ、司法面接の録音録画記録（司法面接記録）を公判の証拠として用いることが可能になった。これにより、主尋問に代替して司法面接記録を使用することも可能となった。司法面接記録が公判証拠として採用される機会が増えることで、裁判官・裁判員による過大評価や主尋問との機会・方法の不平等性が問題視されている。

そこで本研究では、司法面接記録の証拠化による証人の供述評価への影響について調査することを目的とした。

方法

独立変数を主尋問要因（司法面接主尋問群・通常主尋問群）と反対尋問要因（あり群・なし群）とした 2 要因 4 水準の参加者間計画を設定した。従属変数は、被害者の各供述に関する評価、被害者の証言全体に関する評価（信頼性・自発性・説得力・情動性・一貫性・具体性）、事実認定と量刑判断であった。

参加者は立命館大学所属の学生 120 名（性別：男性 52 名、女性 67 名、回答しない 1 名、年齢： $M_{age}=20.72$ 、 $SD=2.33$ ）であった。調査対象者は 4 種類のシナリオのうち 1 つだけが

提示され、質問に回答した。

結果

被害女児の供述全体に関する信用性評価について、2 要因参加者間分散分析を行った。分析の結果、尋問の主効果は有意であった ($F(1,116)=32.58, p<.01$, 偏 $\eta^2=.22$)。交互作用は有意であった ($F(1,116)=10.73, p<.01$, 偏 $\eta^2=.09$)。単純主効果検定を行った結果、司法面接主尋問群における反対尋問の単純主効果が有意であった ($F(1,116)=31.05, p<.01$, 偏 $\eta^2=.34$)。反対尋問なし条件の方が反対尋問あり条件よりも評価が高かった。

考察

被害者の供述全体の評価について、信用性に主尋問要因の主効果が見られ、通常主尋問群に比べ、司法面接主尋問群の評価が高かった。つまり、司法面接を用いた主尋問により被害者の供述に対する過大評価が生じている可能性が示唆された。しかし、司法面接主尋問群における反対尋問の単純主効果が確認され、反対尋問なし条件の方が反対尋問あり条件よりも評価が高かったことから、適切な反対尋問によって供述全体の信用性は低下するため、司法面接を用いた主尋問に対する反対尋問がもつ不平等性の問題は、本研究においては確認できなかったといえる。

引用文献

仲 真紀子 (2016). 子どもへの司法面接—考え方・進め方とトレーニング— 有斐閣

福井女子中学生殺人事件再審における供述心理鑑定（3） ：N 川証言におけるコミュニケーション不全

原 聰

駿河台大学名誉教授

キーワード（スキーマ・アプローチ、コミュニケーション不全、体験性兆候）

目的

N 川供述は、犯行前から犯行後まで前川氏を車に乗せて移動し、その間に手に着いた血や胸に付着した血痕を見、犯行告白を受けたというものである。N 川はこれらは単なる喧嘩だと認識し、犯行告白も本気にしなかったというものである。本研究は、N 川公判証言を素材として、証言の核心となる前川氏とのコミュニケーション特徴を発見しその特徴が N 川の他のコミュニケーション特徴と比較検討するスキーマ・アプローチを用い、体験性の観点から考察することを目的としている。

分析方法と結果

事件当日の証言を 11 場面に分け、各場面における質問を超えた情報付加証言量をみると、前川氏との会話場面について、全体の 62.52% に達しており、コミュニケーションの質的特性を検討する十分な数量であると考えた。

＜質的分析：前川氏と N 川との会話＞

コミュニケーションの質的分析では N 川証言における実際の発話部分に焦点化した。

(1)現場で前川氏の手に着いた血を見た場面

①N 川「どうしたんや。」

②前川「けんかしてもたんや。」

③N 川「何ともないんけ。」

④前川「何ともない。」

①前川氏の手の血について事前の行動や発話が無く、これが指示する事態が何かについて前川氏は認知できない。また、前川氏は確認もしない。N 川はその血に気づいたことを内的

に気づきただけを供述している。

(2)Y 山宅前で、胸の血痕に気づき、前川氏から女子中学生殺害の告白を聞く場面

① N 川「ひどい喧嘩やったやな。」

② 前川「逆らうと腹立たんか。」

③ N 川「おう腹立つ。」

④ 前川「あの女逆らうで悪いんや。」

「中学生刺した、女殺した。」

⑤ N 川「おう、俺のことあんまり言うなよ。」

①は血痕を見たことが前川氏に伝わっていないが会話が進んでいく。⑥もこの発話は何を「言うな」と言っているかについて不明である。ただし、「本気にしなかった。シンナーで大げさに言っている。関わり合いにならなかった。」と内的、主観的に思い、この⑥の言葉につながる。

考察

これらの事例は前川氏との会話でコミュニケーション不全があることを示している。ところが、N 川の内的、主観的な供述を挿入した証言においては、第三者には自然な発話であるように見えるのである。

N 川供述においては、前川氏との間で相互理解が成立しておらず、コミュニケーション不全状態であるが、内的主観的証言を挿入させて第三者には妥当な会話と見せている。体験したとする前川氏との会話のコミュニケーション不全は、体験の事実である取り調べに関する証言の合理性などと乖離しており、非体験兆候と考えられるのではないかな。

面接法とアナトミカルドールの有無が出来事の報告に与える影響 —大学生を対象としたアナトミカルドールの使用—

○田口琳¹

1：立命館大学人間科学研究科

キーワード（司法面接，アナトミカルドール，NICHD プロトコル）

問題と目的

司法面接は子どもから精神的負担を抑えて正確な情報を得ることを目的とした面接法であり，日本では NICHD プロトコルが主に使用されている(仲，2016)。アナトミカルドールは事実確認に用いられることもあるがその効果は十分に検証されていない。また，司法面接は障害のある成人にも適用され，有効性が指摘されている(鍋田ら，2008)。本研究では大学生を対象に，①面接法の有無，②アナトミカルドール使用が報告に与える影響を検討する。

方法

参加者 立命館大学に所属する男性 9 名，女性 23 名の計 32 名が参加した(平均年齢 21.47，SD=1.15)。

映像刺激 約 1 分半のアニメーション映像を使用した。映像内容は男性が少年を連れ去ろうとするアニメーション映像である。

プロトコル 「NICHD プロトコルにもとづく司法面接の最小限の手続き」(仲，2010)を使用した。

装置 ノートパソコン一台，イヤフォン，ビデオカメラ 2 台，三脚 2 台，ボイスメモ，SUCCESS・BELL 社「性教育人形アナトミカルドール」男性，女性，男児，女児の 4 体を使用した。

手続き 本実験では，映像視聴後に 5 分間の計算課題を行い，その後面接を実施した。面接は記録され，プロトコルあり条件では NICHD プロトコルに基づき，なし条件では詳

細報告を教示した。ドールあり条件では自由報告後にドールを用いた再報告を行った。

結果

面接者の発話量は，面接条件とドール条件の交互作用が有意で ($F(1,28)=6.744$, $p=.015$, 偏 $\eta^2=.194$)，プロトコルあり・ドールあり条件で最も多かった ($F(1,28)=4.502$, $p=.043$, 偏 $\eta^2=.257$)。一方，被面接者の誤情報量では面接条件の主効果のみ有意で

($F(1,22)=5.481$, $p=.029$, 偏 $\eta^2=.199$)，プロトコルあり条件の方が誤情報が多かった。

考察

被面接者の発話量について各条件間の差はなかったが，面接者の発話量は他条件と比較してプロトコルありドールなし条件が最も低かった。また，正情報量は各条件間で差がなく，誤情報数は面接条件で差があり，プロトコルなし条件で増加した。よって，大学生に対する 1)プロトコルの不使用またはドールの使用で面接者の発話量は増加し，面接に負の影響を与える可能性，2) プロトコルの使用で誤情報数を最小限に抑えることが示唆された。

引用文献

- 仲 真紀子 (2016). 司法面接の展開：他機関連携への道程 法と心理，16，24-30.
- 鍋田 智広・目久田 純一・神垣 彬子・松井 剛太・朴 信永・山崎 晃 (2008). 幼児の連想的虚偽記憶における意味的知識の発達 心理学研究，78，591-598.

市民の量刑判断と服役・出所条件の一致が元受刑者雇用に対する態度に及ぼす影響

○板山 昂¹

¹ 関西国際大学心理学部

キーワード：量刑判断，元受刑者，雇用

目 的

本研究は、市民による量刑判断と、元受刑者に対する社会的受容との関連性を検討することを目的とする。刑罰には、社会的制裁としての側面だけでなく、更生や社会復帰を促す役割も期待されているが、実際に市民がどのような量刑を妥当と考え、その判断が元受刑者に対する態度にどのように影響するのかについては、十分に明らかにされていない。本研究では、量刑判断の目的や、実際に科された刑罰が市民の判断と一致しているかどうかといった要因などが、元受刑者の雇用に対する態度に及ぼす影響を検討する。

特に、量刑判断と服役・出所条件の一致が、元受刑者に対する雇用意欲を高める要因となるかどうかに着目することで、刑罰の妥当性に対する市民の納得感が社会的包摂に与える影響を明らかにする。

方 法

参加者 兵庫県内の大学の学生 314 名（男性 106 名，女性 201 名，不明 7 名）が質問紙実験に参加した。平均年齢は 18.90 歳（SD=1.56）であった。

手続き 本研究では、量刑判断と元受刑者に対する雇用意欲の関連を検討するため、参加者に対して強盗致傷事件に関する量刑判断課題と雇用判断課題を実施した。

まず、量刑判断課題では、参加者を①統制条件「この被告人には、どのくらいの量刑（懲役刑）を与えるのが適切だと思いますか？」、②更生条件：「この被告人が『更生するため』には、どのくらいの量刑（懲役刑）が必要だと思いますか？」の 2 条件のいずれかに無作為に割り当てた。いずれの条件でも、3 年以上の懲役刑で判断するよう求めた。

次に、雇用判断課題では、①満期条件「判断した刑期どおり服役を終えて出所した」、②仮釈放条件「判断した刑期より 2 年早く仮釈放された」、③軽罰条件「判断した刑期より 2 年短い刑で服役後に出了した」の服役に関する 3 条件のいずれかに無作為に割り当てた。

出所後に参加者の勤務先に就職者として現れたという状況のもとで、前科者雇用に対する態度尺度 10 項目（板山, 2022）に「6 件法で回答を求めた。

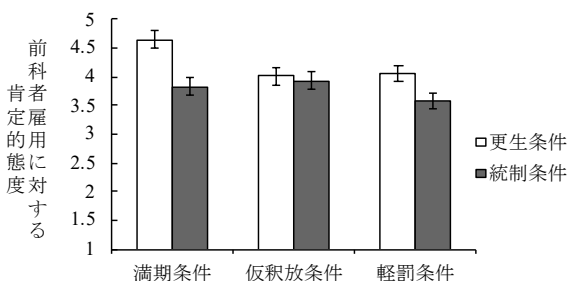
結果・考察

前科者雇用に対する肯定的態度を従属変数、量刑判断条件（統制・更生）と服役条件（満期・仮釈放・軽罰）

を独立変数とする 2 要因分散分析を行った（Figure 1）。量刑判断条件の主効果が有意であり（ $F(1, 308) = 14.18, p < .001$, 偏 $\eta^2 = .044$ ），更生条件（ $M = 4.24$ ）が統制条件（ $M = 3.78$ ）より雇用意欲が高かった（ $d = 0.42$ ）。服役条件の主効果も有意で（ $F(2, 308) = 4.10, p = .018$ ），満期条件（ $M = 4.24$ ）は軽罰条件（ $M = 3.82$ ）より高かった（ $d = 0.39$ ）。

交互作用も有意であり（ $F(2, 308) = 3.05, p = .049$ ），更生条件では満期条件が仮釈放条件（ $p = .002, d = 0.80$ ）および軽罰条件（ $p = .005, d = 0.55$ ）より高かったが、仮釈放と軽罰の差は非有意であった（ $p = .818$ ）。統制条件では有意差はみられなかった（ $p = .249$ ）。さらに、満期条件（ $F(1, 308) = 14.85, p < .001, d = 1.02$ ）と軽罰条件（ $F(1, 308) = 5.10, p = .025, d = 0.44$ ）で更生条件が高く、仮釈放条件では差がなかった（ $p = .697$ ）。

Figure 1 量刑判断条件と服役条件による前科者雇用に対する肯定的態度の得点差



結果から、更生を想起させる教示は、統制条件に比べて雇用意欲を高めることが示された。このことは、刑罰を更生の手段として捉える視点が、社会復帰に対する肯定的態度を促進する可能性を示唆する。また、満期服役は軽い罰よりも雇用意欲を高めることが明らかになった。さらに、この効果は更生を想起させた場合に顕著であり、特に「判断どおりの刑期を全うした」場合に雇用意欲が最も高かった。これは、刑罰の妥当性に対する市民の納得感が、社会的包摂に影響することを示す結果である。一方、仮釈放条件では量刑判断条件の効果が見られず、早期釈放は必ずしも雇用意欲を低下させないことも示唆された。以上のことから、刑罰の目的に関する認知と刑期の履行状況が、元受刑者の社会復帰に対する態度形成に重要な役割を果たすことが明らかになった。

取調べ技法及び記録媒体の違いによる任意性・信用性判断の特徴 ー全データを用いた量的分析の結果から見たものー

○北村亮太（治療的司法研究センター）・大橋靖史（淑徳大学）・山田直子（関西学院大学）・指宿信（成城大学）

キーワード：取調べ技法、記録媒体、任意性・信用性判断、量的・質的分析

本報告は、被疑者取調べ録音・録画媒体の法廷再生が視聴者の任意性・信用性判断に与える影響に関する一連の研究の中間報告である。第一実験(2017)はカメラアングルと取調べ技法を変数とし、取調べ技法につき顕著な差異を得た。第二実験(2022)は取調べ技法と記録媒体を変数とし、第一実験同様、取調べ技法の影響が顕著であるとの結果を得ると共に記録媒体間で傾向が異なるとの結果を得た。そこで第三実験(2023)は取調べ技法と記録媒体を変数とし、得られたデータを混合研究法で分析中である。今回は量的分析の全データから明らかになった傾向につき報告し、今後の分析に向けた示唆を得る。

【方 法】

実験計画：取調べ技法2種類（リードテクニック・PEACEモデル 以下RTとPM）×媒体3種類（映像・音声・書面）の2要因の参加者間計画であった。

実験参加者：法学部の学部生・大学院生を除く大学生・大学院生144名であった。144名を無作為に24名ずつ、6つの条件に振り分けた。

呈示材料：架空の傷害被疑事件を用いて2種類の取調べ技法に基づくシナリオ（取調べ中に否認から自白に転じる）を作成し、これをもとに映像・音声・書面（反訳）の3媒体を作成した。なお映像における画角はサスペクトフォーカスを用いた。また、2種類の取調べ技法のどちらも取調べ時間は38分程度であった。

質問紙：自白の任意性（有無と判断理由）、自白の信用性（有無と判断理由）に加え、黙秘権、取調官の誘導、記憶の正確性についても質問した。なお、任意性の判断理由については強制・拷問・脅迫・利益誘導の程度を、また、信用性の判断理由については供述内容

の合理性・供述変遷理由の合理性・供述と証拠の符合・被告人の抵抗のなさの程度を、加えて黙秘権の理解の十分性の程度等、そして取調官による誘導の程度を7件法で質問した。**インタビュー：**実験参加者6条件各6名に対しZoomを用いたオンラインインタビュー調査を実施した。

実験手続き：条件ごとに該当する媒体を呈示し（全媒体で呈示時間は同じ）、呈示直後に質問紙への回答を求めた。インタビュー調査参加者には、引き続き自白の任意性・信用性判断を中心とする半構造化インタビューを行った。

【結果及び考察】

7件法で回答を求めた各項目について、技法（2種類）×媒体（3種類）の2要因分散分析を行った。

その結果、**任意性**については強制・拷問・脅迫・利益誘導の4項目において技法の主効果が認められ、いずれもRTの方がPMに比べ有意に値が高かった。一方、**信用性**については供述内容の合理性・供述変遷理由の合理性・被告人の抵抗のなさの3項目において技法の主効果が認められ、いずれもPMの方がRTに比べ有意に値が高かった。このことから、任意性・信用性判断においては技法の違いが大きく影響しており、PMがRTよりも任意性・信用性とも高いと判断される傾向が認められた。

黙秘権については、理解と尊重の項目で技法差に加え、媒体差の主効果も有意、または有意傾向となり、書面（反訳）に比べ、映像・音声の方が理解と尊重の十分性が高いと判断される傾向が認められた。また取調官による**誘導**の程度については技法・媒体ともに主効果が認められ交互作用も認められた。

弁護士の共感的応答が Web 法律相談の評価に及ぼす影響： 相談者の思いを推察する問いかけの効果の分析

○赤嶺 亜紀¹ 浅井 千絵² 菅原 郁夫³

1：名古屋学芸大学ヒューマンケア学部 2：武蔵野美術大学造形学部通信教育課程

3：早稲田大学法学学術院

キーワード（Web コミュニケーション，法律相談，面接技法，共感的応答，弁護士・依頼者関係）

目 的

法律相談の相談者は、弁護士に法的な問題解決だけ求めているのではなく、自らの不安や後悔などの感情もわかってほしいと思うことは少なくないだろう。そのため相談を円滑に進めるには、弁護士の相談者に対する共感的な応答が鍵になる（バインダー他，2023）。

ところで、表情やしぐさ、アイコンタクトは他者の意図や感情を理解する有用な手がかりであるが、Web コミュニケーションでは対面状況とは異なり、そのような非言語情報の授受は難しい。近年、法律相談に Web 会議システムが用いられるようになり、相談者が納得する問題解決のためには、弁護士の面接技法を洗練することはいっそう重要と思われる。

これまでに赤嶺他（2025）は Web 模擬法律相談を行い、弁護士が非言語情報を補おうと、相談者に対して共感的なことばを追加しても評価は高まらないことを示している。そこで本研究では、同様の Web 相談を行って、弁護士が相談者のことばで表していない思いを察して積極的に問いかけることの効果を検証する。

方 法

実験参加者：大学生 62 名が相談者として実験に参加し、女性 1 名が弁護士役を務めた。

相談の設定：大学生が就職活動に有利になると期待して英会話教室の契約をしたものの、負担になり、解約したいと思うようになった。ただ、高額な解約金を求められるのではない

かと心配で、弁護士に相談することにした。

相談の条件：相談は対面あるいは Web（zoom）を介して行った。そして、弁護士が、相談者が言い出せずにいる心配や後ろめたさも察して積極的に問いかける条件（積極共感条件）と、標準的な共感的応答をする条件（統制条件）を設けた。相談は個別に行い、参加者を 4 つの条件のいずれかにランダムに割り当てた。

手続き：実験参加者はシナリオにそって弁護士役に英会話教室の契約について相談した。そして、法律相談や弁護士の印象、自らの感情など 30 項目について 7 件法で評価し、相談の感想を自由記述で回答した。

結果と考察

相談や弁護士に対して、大半の評価項目の最頻値は 7 と非常に肯定的で、Web と対面、積極共感と統制条件の間に顕著な差はみられなかった。参加者の感想の自由記述から、弁護士が頷きながら相談を聴き、法制度の説明が丁寧でわかりやすかったことに安心した参加者は多かった。そして、積極共感条件ではさらに「解約することへの罪悪感や就活の不安にも寄り添ってもらえて安心した」という感想が目立った。これらの結果から、弁護士が一方的に共感のことばを多く発するだけでなく（赤嶺他，2025）、対面でも Web でも弁護士の、相談者の意図や感情に配慮した問いかけが弁護士と依頼者のスムーズな関係を築き、法的な問題解決に資する可能性が示唆された。

体験の有無が五感情報の発言数に与える影響

司法面接的手法による聴取

○若林宏輔¹ 正菜々子² 武田悠衣³

1：立命館大学総合心理学部 2：厚生労働省 3：立命館大学 OIC 総合研究機構

虚偽自白、五感、信用性、司法面接

序論

虚偽自白研究より、供述の信用性評価において、人間の五感覚に基づく証言の詳細程度が、その体験性の有無の判定指標として有効である可能性が指摘されている(脇中, 2023)。若林ら(2024)は、体験の有無(体験群・作話群)が五感情報の差異として供述内にどのように現れるかについて検討した。結果、体験の有無間に五感情報報告数に差は確認されず、これは体験群と作話群操作の生態学的妥当性の問題と考えられた。そこで本報告では、虚偽自白証言を想定した作話群に与える情報を変更して再度検討した。

方法

対象者 大学生21名(男性11名,女性8名)であった($Mage=21.8$, $SD=0.48$)。11名が体験群、10名が作話群に無作為に割り当てられた。

実験計画 体験の有無(体験群・作話群)×五感要素(視覚・聴覚・味覚・触覚・嗅覚)の2要因混合計画であった。従属変数は発話分析によって抽出した各五感情報の出現数であった。

体験刺激 体験群が入室した部屋には、長机と椅子4脚、机上には電気ケトルと菓子類や飲料類(味覚)、コップ、紙皿、インスタントコーヒー、アロマスティックによる香り(嗅覚)、スピーカーから音楽(聴覚)が流されていた。

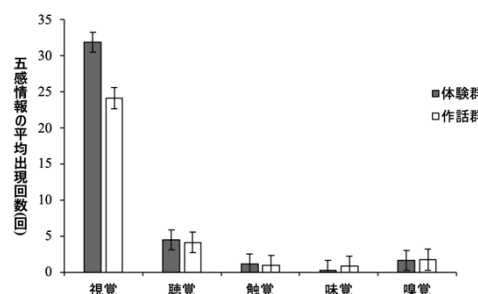
作話刺激 若林ら(2024)は、作話群に部屋内部の写真を提示して作話を求めたが、本実験では以下の部屋内部での行動シナリオを提示し、作話を求めた。「部屋に入室すると、室内には机と椅子があり、その上にはお菓子や飲み物が置いて

ある。あなたは自由にそれらを手に取って食べたり、飲んだりして過ごす。また部屋にはアロマスティックが置いてあり、スピーカーからは音が流れている。そして時間になったら部屋を退出する。」その後、参加者は司法面接により聴取された。

結果

各供述から五感に関わる情報を発話分析で抽出し、その平均値を二要因分散分析で比較した。

Figure 1 五感情報の平均出現回数



結果、五感情報に主効果がみられた($F(4, 76) = 130.72$, $p < .01$, 偏 $\eta^2 = .873$)。体験の有無の主効果および交互作用は有意ではなかった。修正 Shaffer 法による多重比較では、視覚が聴覚、触覚、味覚、嗅覚より有意に出現回数が多く($ps = .01$)、聴覚は触覚、味覚、嗅覚より有意に出現回数が多かった($ps = .05$)。

考察

本実験でも体験の有無間に差異は認められなかった。今後は、体験群の能動的な行動を誘発する操作を行い検討する。

引用文献

若林宏輔・滝下智也・藤本和希・脇中洋(2024)．体験性の有無が供述に与える影響— 五感に関する情報に着目して — 法と心理学会第25回大会、一橋大学、p.17.